

# 誰もが元気で安心して 子どもを生き育てられるまち

～子ども・子育て支援事業計画～

平成 27 年 3 月

五戸町

## はじめに



急速な少子化を背景に、子どもを取巻く環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要となっています。

このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」（平成 11 年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年）に基づき、少子化対策や就労などの支援対策を実施してきました。

しかし、依然、子どもの健やかな育ちや安心して子育てができる環境は十分とは言えず難しい課題を抱えています。

本町においても、子どもの数は年々減少を続けている現状にあり、また核家族化の進行・共働き家庭の増加等に伴い、以前にも増して子育てと仕事の両立などの負担が増大していることも懸念されます。

こうした中で、子ども・子育て支援の質・量の充実を図り、家庭、学校、地域、職域等のあらゆる分野で、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、それぞれが協働し、子どもたちが健やかに成長するための支援を行っていくことが必要とされています。

子どもは社会の希望であり、未来をつくる大切な存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、ひとり一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の五戸町にとってもかけがえのない大切なものです。

こうした現況を踏まえて、子どもが健やかに成長できる地域社会の実現を目指し、「誰もが元気で安心して子どもを生き育てられるまち」を基本理念とする「五戸町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたって、ご尽力いただいた「五戸町子ども・子育て会議」の委員の皆さまと、ニーズ調査にご協力くださいましたお子さまをお持ちの保護者の皆さまに対しまして、心より感謝とお礼を申し上げます。

五戸町の貴重な宝である子どもたちのすべてが、健やかに成長し続けるためにも、平成 27 年 4 月からスタートする「五戸町子ども・子育て支援事業計画」の運用に地域一体となりながら取り組んでいきたいと考えています。

すべての町民の皆さまの温かいご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

五戸町長 三浦正名

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨.....	4
2 計画の位置づけ.....	5
3 計画期間.....	6
4 計画の策定体制.....	6
第2章 五戸町の子ども・子育てを取巻く環境	
1 人口・世帯・人口動態等.....	7
2 教育・保育施設の状況.....	13
3 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	15
4 ニーズ調査の結果概要.....	18
5 五戸町の子ども・子育て支援の課題.....	27
第3章 基本的な考え方	
1 目的.....	29
2 基本理念.....	30
3 施策体系.....	31
第4章 教育・保育提供区域の設定	
1 教育・保育提供区域の考え方.....	32
2 教育・保育提供区域の設定.....	33
第5章 教育・保育施設の充実	
1 量の見込み.....	35
2 提供体制の確保と実施時期.....	36
3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）.....	38
4 教育・保育施設の質の向上.....	39
5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保.....	40
第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実	
1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策.....	41
第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進	
1 児童虐待防止対策の充実.....	48
2 ひとり親家庭の自立支援の推進.....	49
3 障がい児施策の充実.....	49
4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組みの推進.....	50
5 「放課後子ども総合プラン」の推進.....	51

## 第8章 次世代育成支援行動計画

1 次世代育成支援行動計画の目的.....	52
2 次世代育成支援行動計画の基本理念.....	52
3 次世代育成支援行動計画の対象.....	53
4 次世代育成支援行動計画の指針となる視点.....	53
5 次世代育成支援行動計画の基本目標.....	53
6 関連する施策の取組みについて.....	54
7 一般事業主行動計画特例認定制度の新たな創設.....	67

## 第9章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携.....	68
2 役割.....	69
3 計画の達成状況の点検・評価.....	70

## 資料編

資料1 計画策定の経緯

資料2 子ども・子育て会議委員名簿

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

急速な少子化を背景に、子どもを取巻く環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要となっています。

このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」（平成11年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成15年）に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施してきたところです。

五戸町においては、平成26年度までを計画期間とした「次世代育成支援行動計画」（後期行動計画）を策定し、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。

しかし、依然、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが求められています。

様々な制度や取組み等を通じて、家庭を築き、子どもを生み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すことを目的として「五戸町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

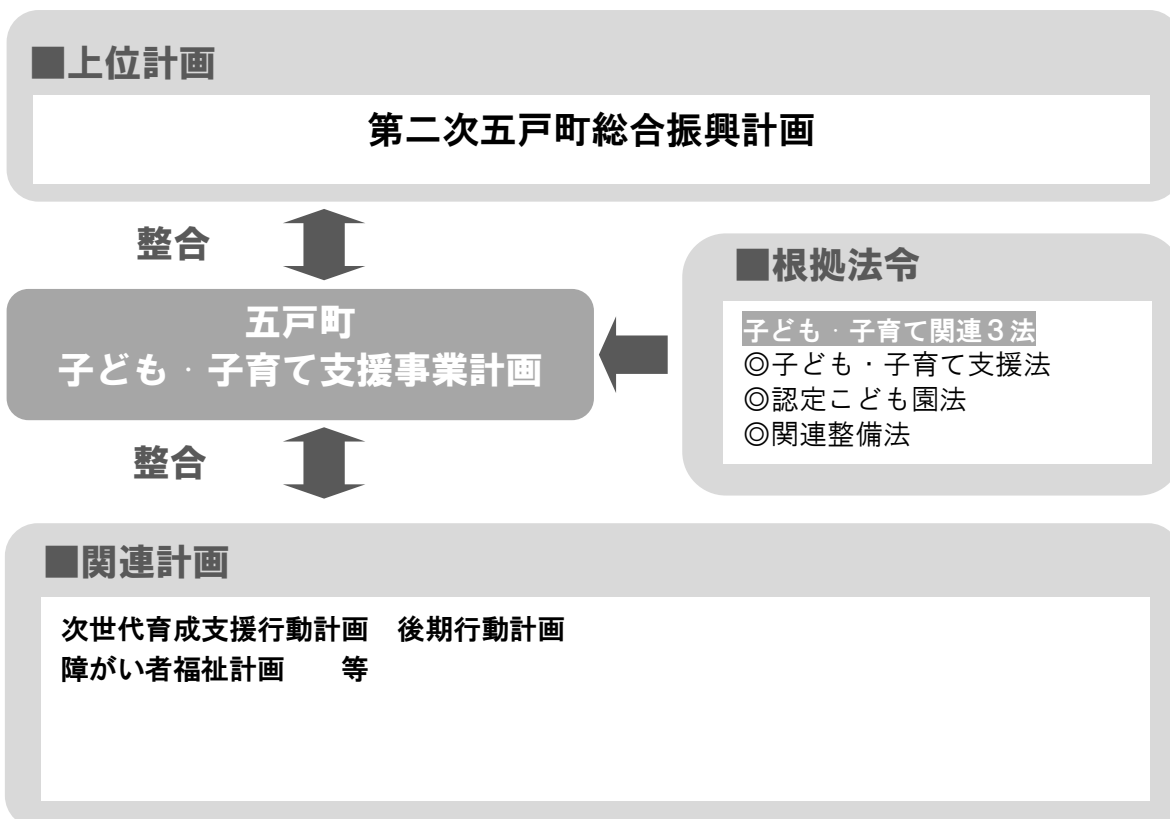
## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、五戸町の子どもと子育て家庭を対象として、五戸町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の計画「次世代育成支援行動計画」(後期行動計画)における取組み、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

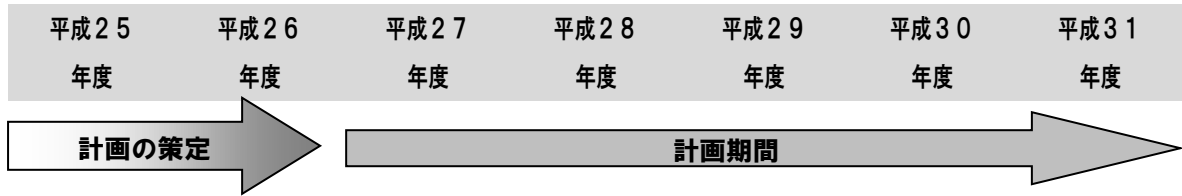
### ■子どもの対象範囲について

<b>0歳</b>	0歳	<b>1歳</b>	1～5歳	<b>6歳</b>	6～11歳	<b>12歳</b>	12～17歳	<b>18歳</b>
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後		一部対象 養育支援訪問事業	
<b>子ども・子育て支援法(中心対象年齢)</b>								



### 3 計画期間

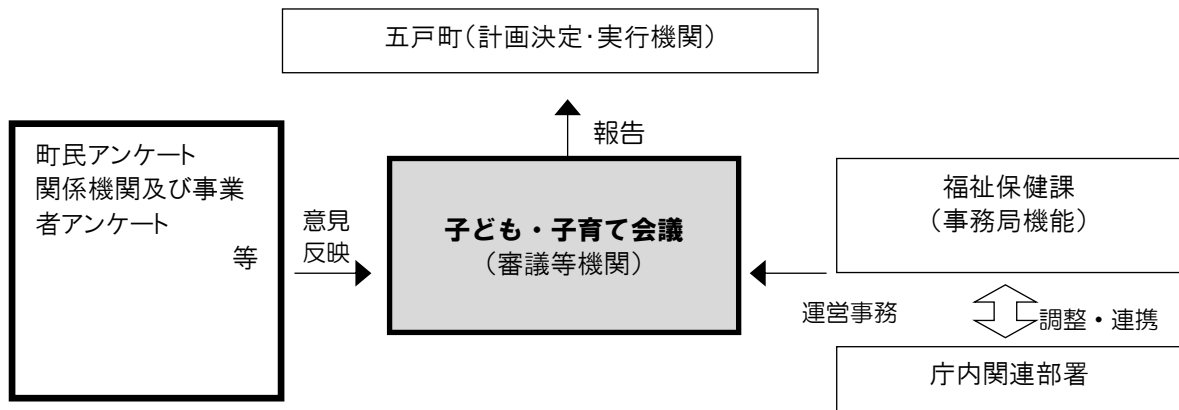
本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。



### 4 計画の策定体制

#### ①子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「五戸町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進等に関する事項についての協議を行いました。



#### ②就学前児童及び小学生アンケートの実施

○次の2点を把握するため、下記のとおりアンケートを実施しました。（以下「就学前児童アンケート」「小学生アンケート」という。）

- ア 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
- イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	651票	331票	50.8%
	小学生	350票	290票	82.8%
対象者の抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出			
調査期間	平成25年11月12日～平成25年11月25日			
調査方法	1.就学前児童は郵送方式 2.小学生は学校を通じ配布回収（町外在住は郵送方式）			

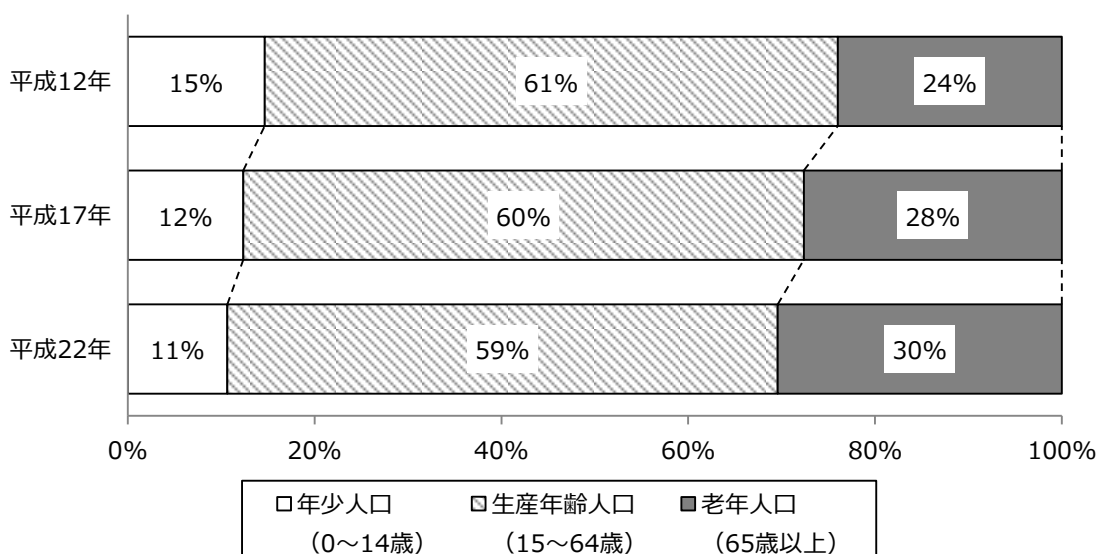
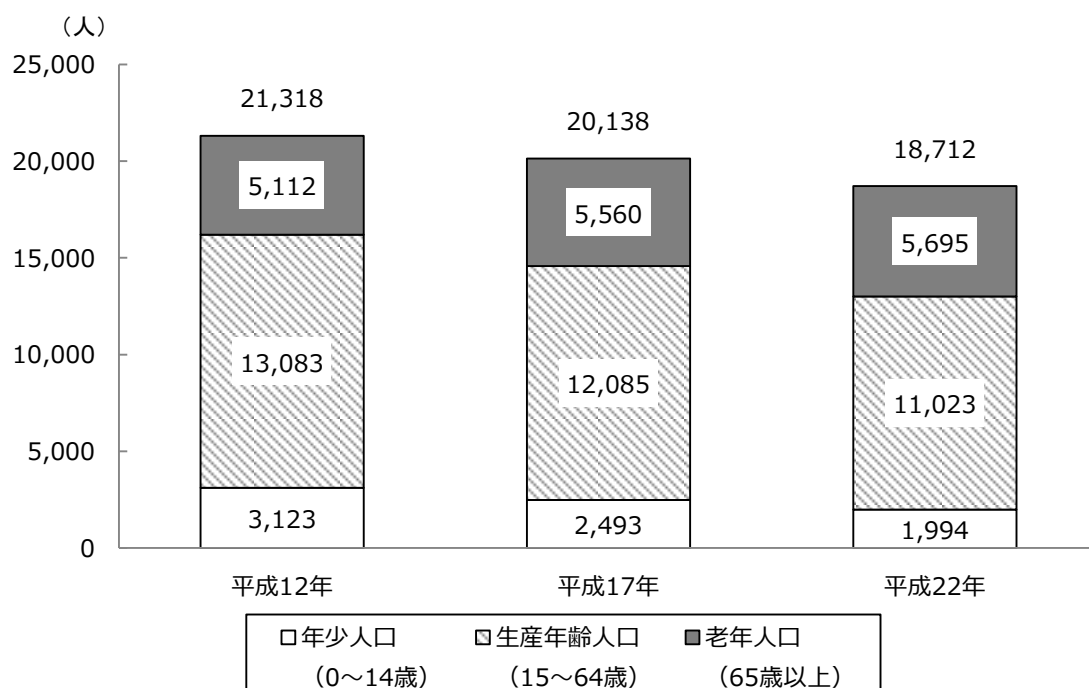
## 第2章 五戸町の子ども・子育てを取巻く環境

### 1 人口・世帯・人口動態等

#### (1) 人口の推移（国勢調査）

○人口は減少傾向にあり、10年間で約2,600人減少しています。

○平成12年から平成22年の10年間で、年少人口は約1,130人減少しています。一方、老年人口を比率で見ると約6%増加し、少子高齢化が進行しています。



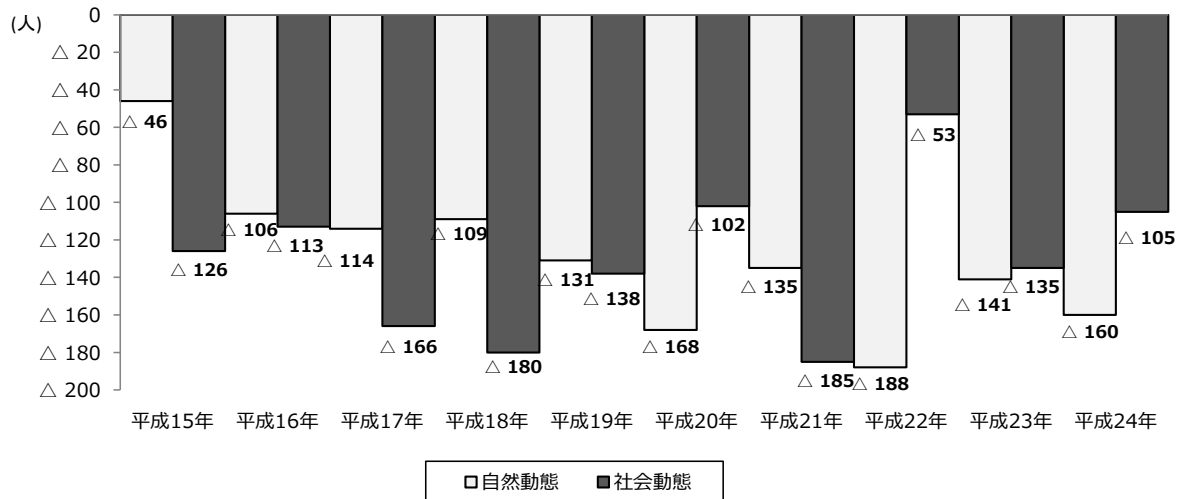


## (2) 自然動態・社会動態（国勢調査）

○社会動態（転入－転出）は過去 10 年間で、マイナスで推移しており、人口減少の要因となっています。

○自然動態（出生－死亡）も平成 15 年以降マイナスであり、人口減少を加速させています。

■自然動態・社会動態の推移

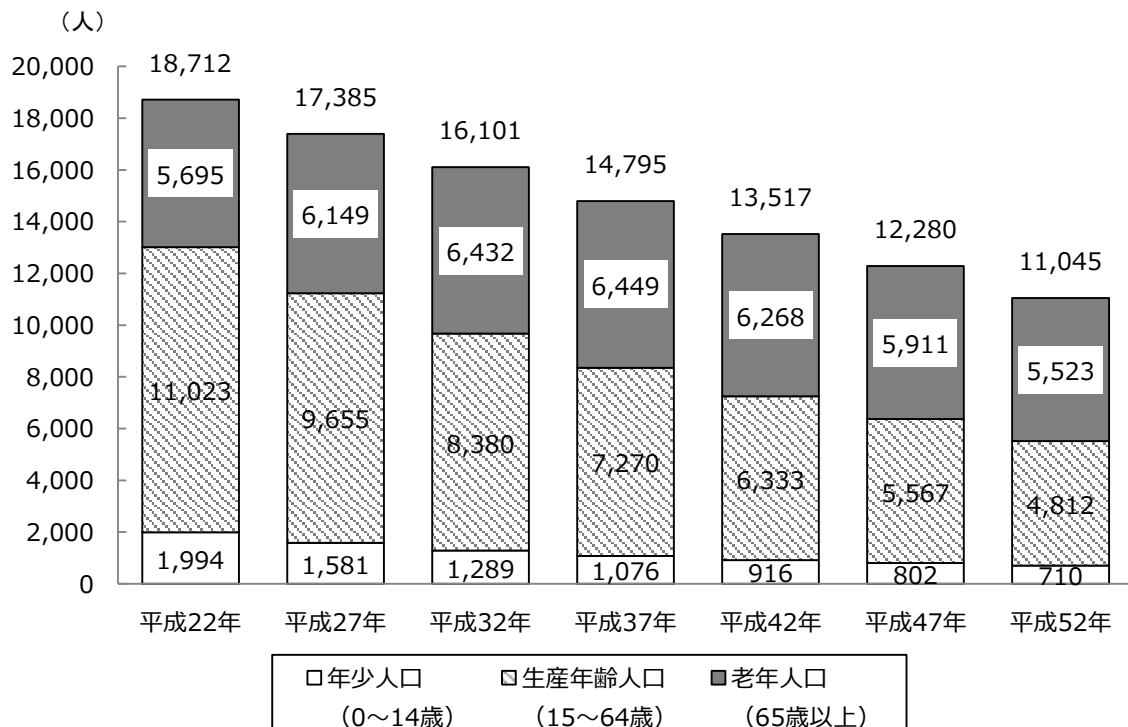


## (3) 将来の人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）

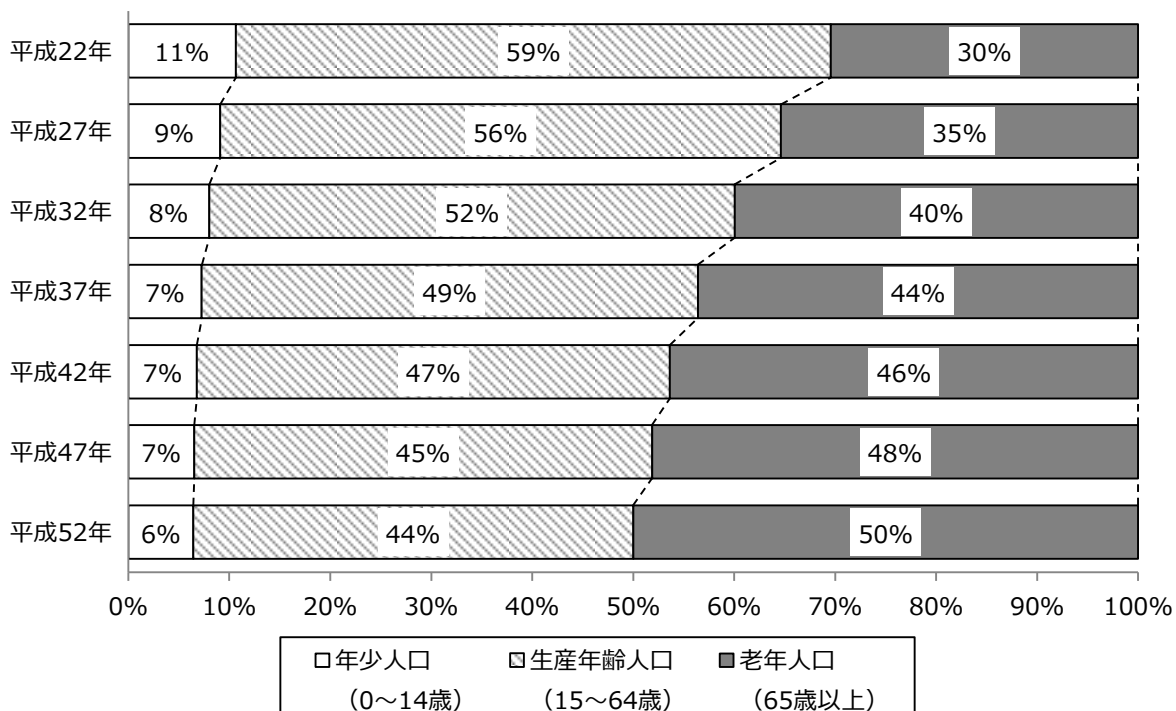
○平成 52 年には、12,000 人を下回ると推計されています。

○年少人口も 30 年間で約 1,300 人減少すると見込まれています。

■年齢 3 区分別人口の将来推計



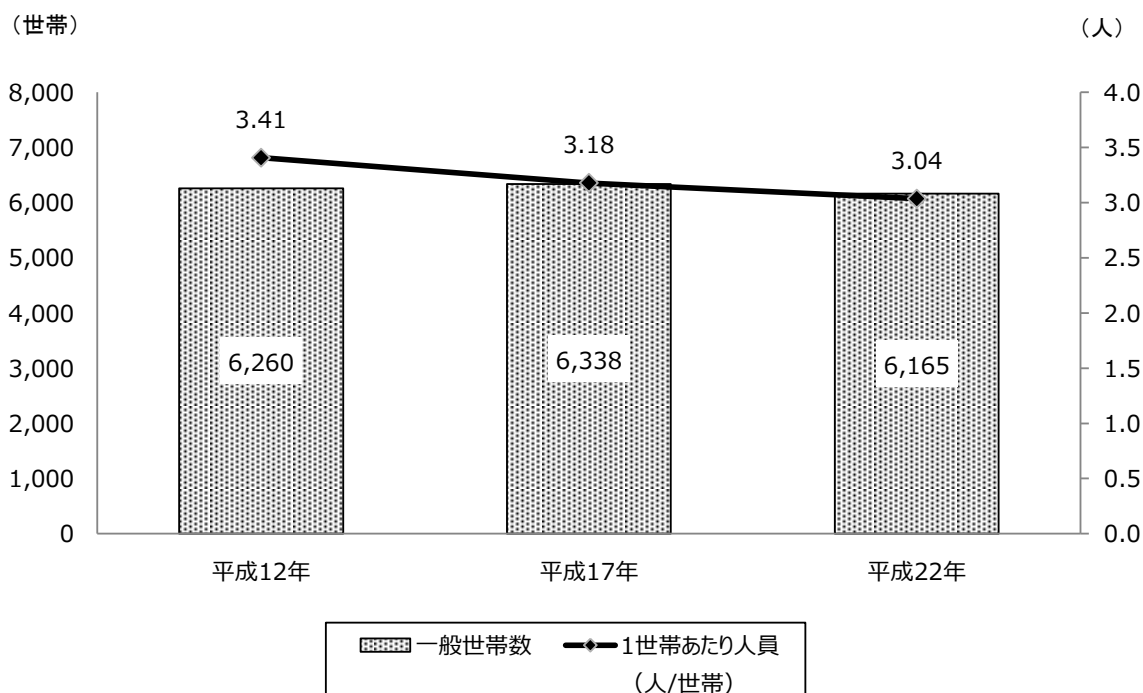
■年齢3区分別人口割合の将来推計



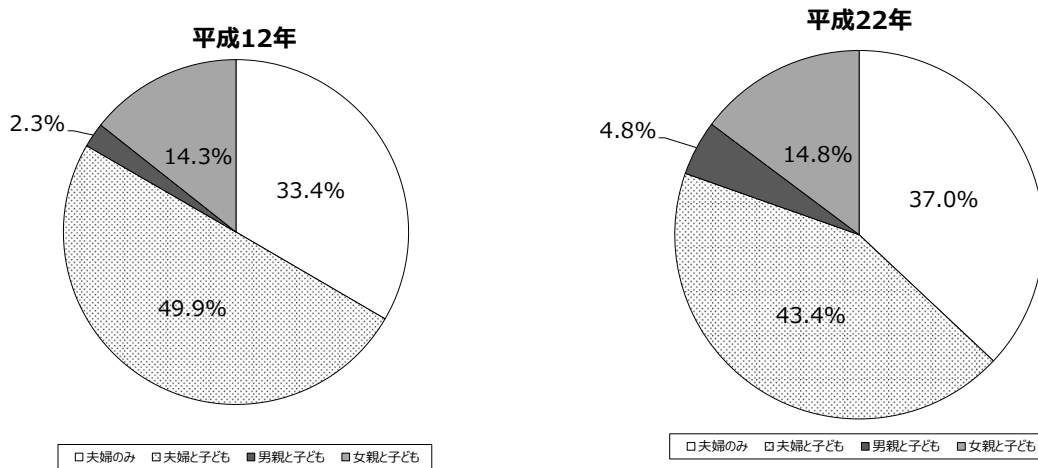
(4) 世帯の状況 (国勢調査)

- 世帯数は平成17年に増加したあと、減少しています。
- 1世帯あたり人員は減少し続け、核家族化が進展しています。
- 核家族のうち、「夫婦と子ども」の割合が6.5%減少し、「夫婦のみ」が3.6%増加しています。

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移



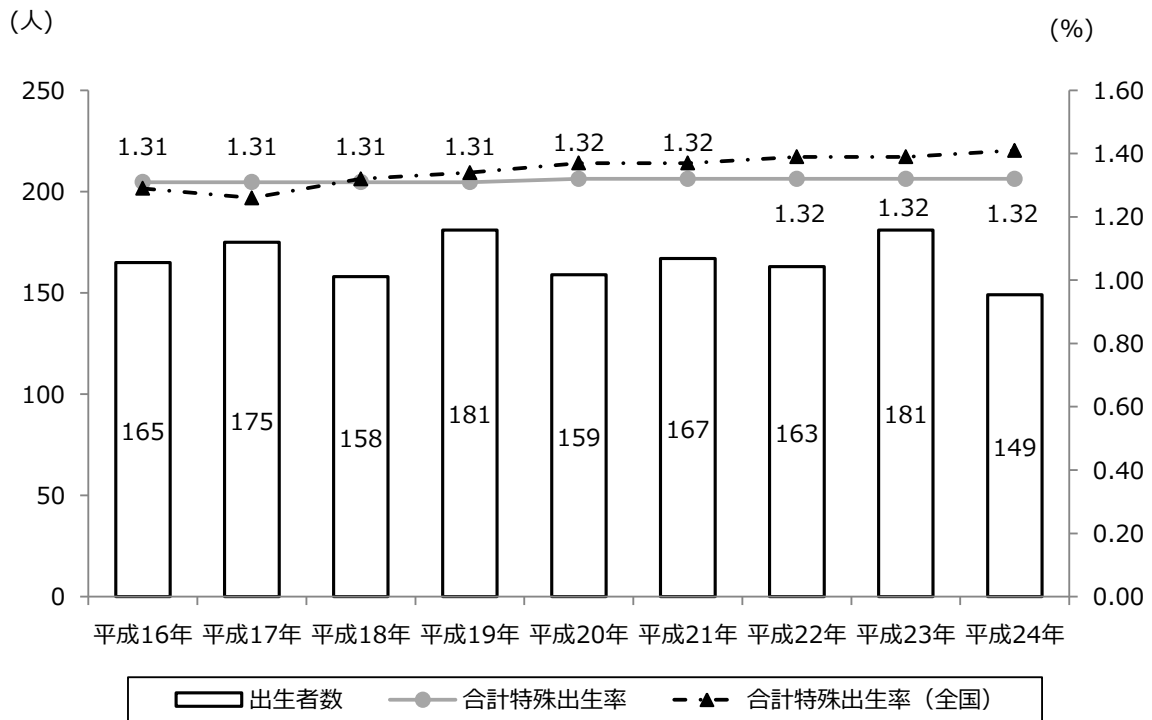
■核家族世帯の構成比



(5) 出生の状況 (国勢調査)

○出生者数は、平成16年から増減はありますが、おおむね横ばいで推移しています。  
○平成24年は150人を下回る出生者数でした。

■出生者数の推移

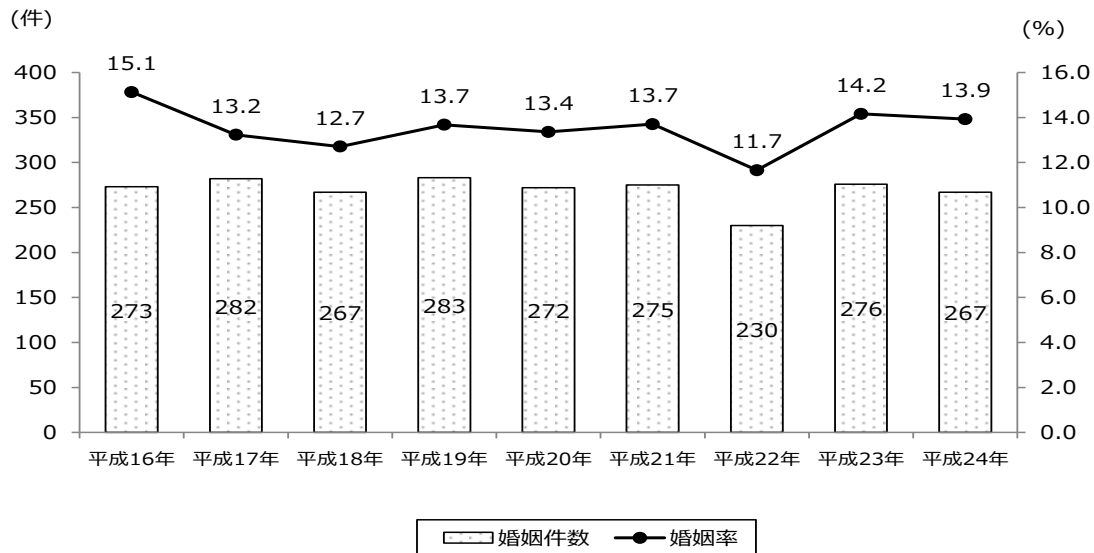


## (6) 婚姻・離婚の状況（国勢調査）

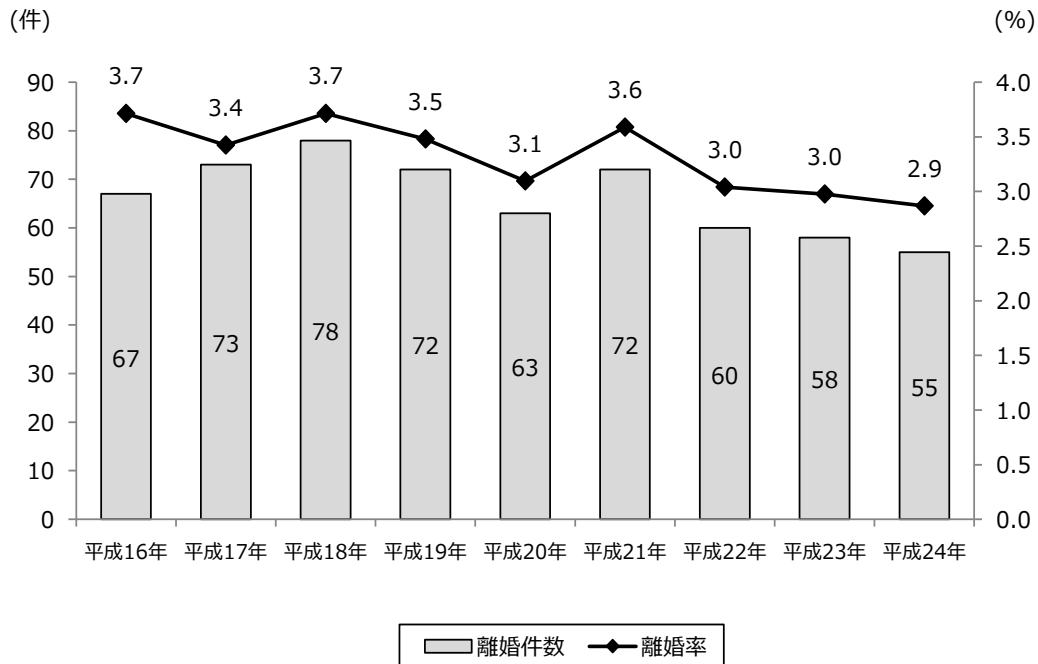
○婚姻数、婚姻率は、平成22年に落ち込みをみせるものの、おおむね横ばいで推移しています。

○離婚数、離婚率は、平成18年以降、年度による増減はありますが、減少傾向です。

■婚姻数及び婚姻率の推移



■離婚数及び離婚率の推移

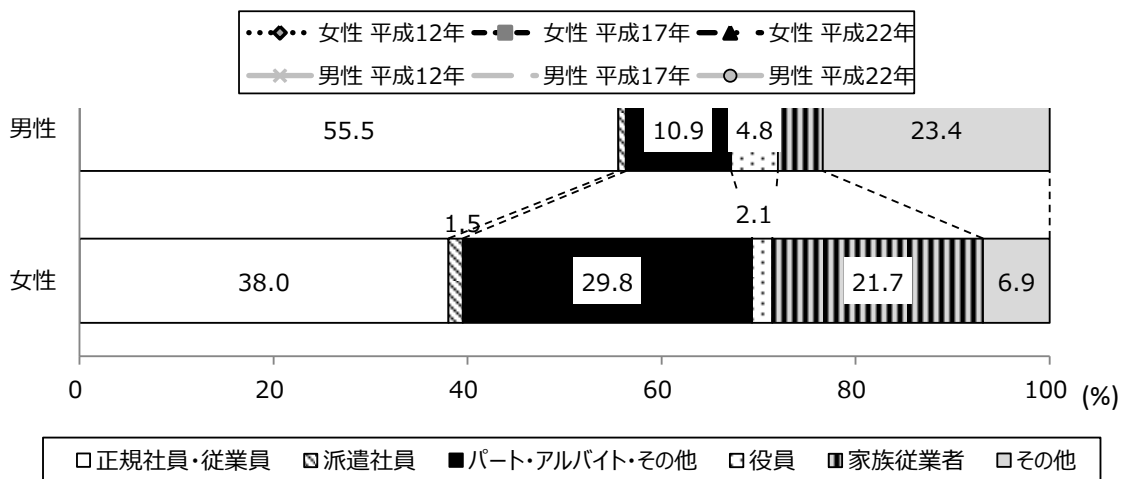
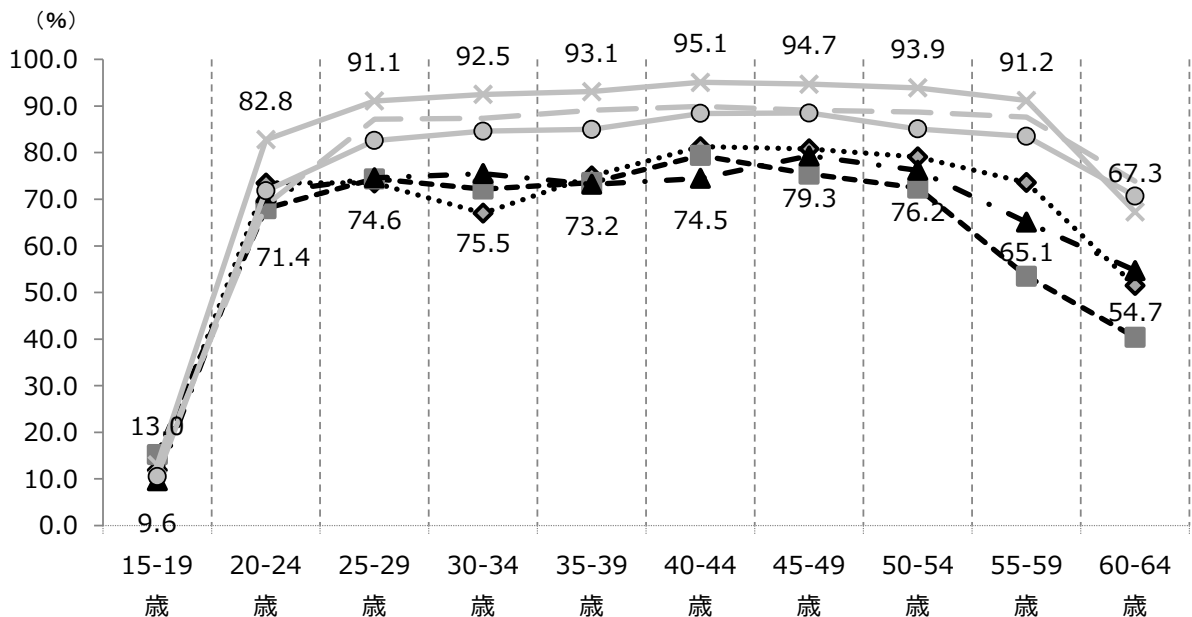


### (7) 就労の状況 (国勢調査)

○女性の労働力率が20歳代までは上昇し、30～34歳の年齢層で低下する、いわゆる「Mカーブ」は緩やかになっています。

○男性、女性とも「正規社員・従業員」が最も多く、男性は55.5%、女性は38.0%となっています。女性は「パート・アルバイト・その他」、 「家族従業者」が続いています。

■年齢別労働力率 (M字カーブ) の推移



## 2 教育・保育施設の状況

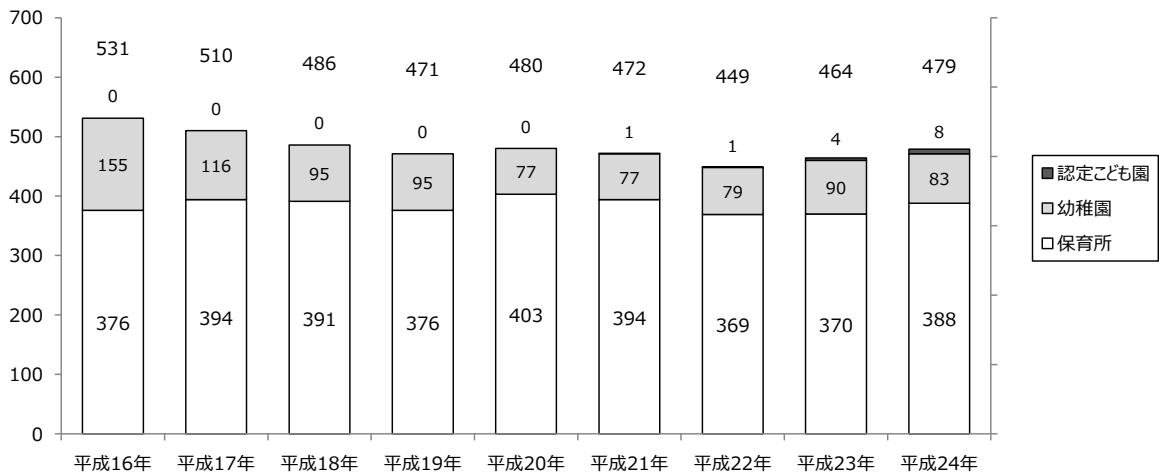
### (1) 利用児童数の推移

○保育所の利用児童数は平成16年から平成24年まで増減を繰り返しています。一方、幼稚園の利用児童数は、平成16年から減少しています。

○本町には認定こども園の設置はなく、利用児童数は、町外施設利用者です。

○全体では、平成18年以降、年による増減はありますが、おおむね横ばい傾向です。

■保育所、幼稚園、認定こども園の利用児童数の推移  
(人)



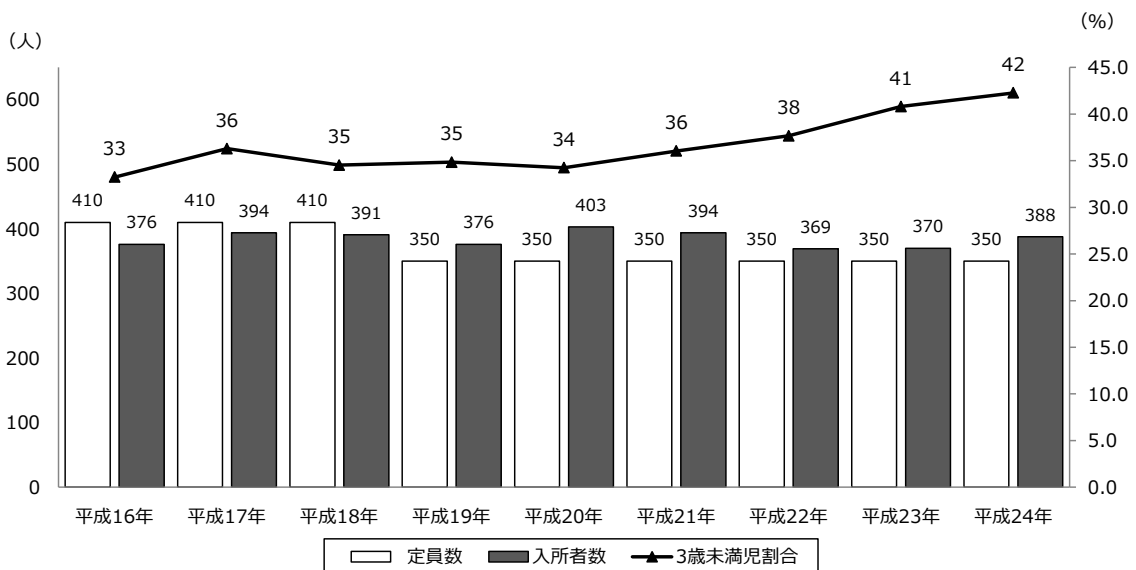
### (2) 保育所の利用状況

○入所者数は、平成16年以降、年度による増減はあるものの増加傾向となっています。

また、3歳未満児の利用割合は年々高くなってきています。

○平成18年まで410人だった定員数は、平成19年以降350人に削減していますが、削減後は利用者数が定員を上回っている状況が続いています。

■保育所の定員数、入園者数、3歳未満児割合の推移



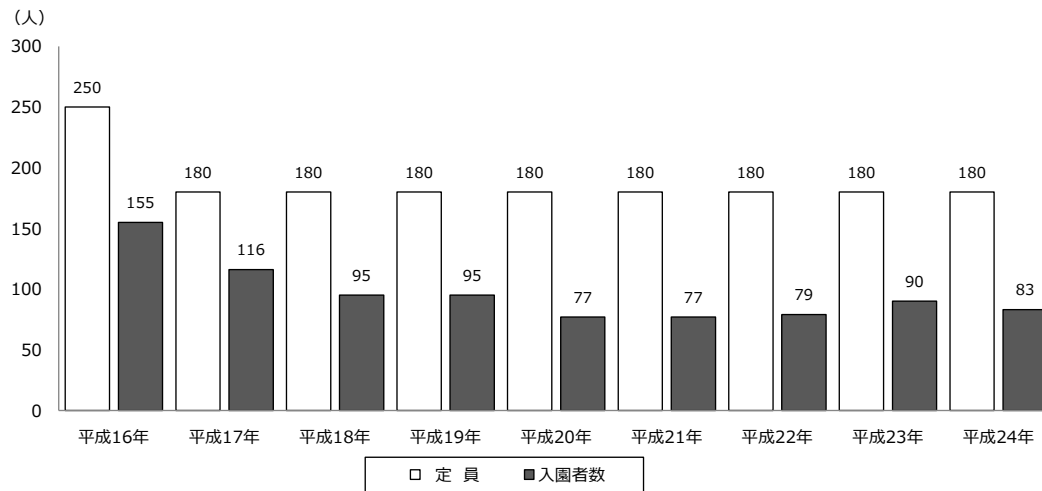
### (3) 幼稚園の利用状況

○利用者数は、平成16年以降、年度による増減はありますが減少傾向です。

○定員数は、平成17年に180人になって以後変化はありません。

○平成20年以降、定員に対する利用者の割合は、平成23年を除いて5割を下回る状況が続いています。

■ 幼稚園の定員数、利用者数の推移



### 3 地域子ども・子育て支援事業の状況

---

「次世代育成支援行動計画」に沿った形で、子ども・子育て支援事業計画の法定 10 事業の実施状況をまとめています。

#### (1) 延長保育事業（時間外保育・休日保育）

通常の開所時間（11 時間）を超えて、さらに延長して保育を行ったり（時間外保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）事業です。

【時間外保育の実施状況】

（平成 24 年度実績）

実施施設：5 園（私立 5 園、公立 0 園） 利用人数：延べ 331 人

【休日保育の実施状況】

（平成 24 年度実績）

五戸町では実施していません。

#### (2) 放課後児童健全育成事業（放課後子どもプラン）

従来の児童館等や小学校内施設を活用し、留守家庭児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と適切な遊び場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

（平成 24 年度実績）

【実施校区】 9 校区

【実施か所】 8 か所（児童クラブ 8 か所）

【登録児童数】 166 人

#### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設、または乳児院において子どもを一定期間（原則として 7 日以内）一時的に預かる事業です。

五戸町では実施していません。

【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間、または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かる事業です。

五戸町では実施していません。



#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後3か月までの乳幼児がいる家庭を助産師、または保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行う事業です。

（平成24年度実績）

訪問率：88%

#### (5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行う事業です。

（平成24年度実績）

延べ支援世帯数：6世帯

#### (6) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、子育て中の親子交流・育児相談等を行う事業です。

（平成24年度実績）

私立保育所 1園 利用者数：495人（保護者179人、乳幼児316人）

#### (7) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、週3日を限度に保育所に預けることができる事業です。

（平成24年度実績）

利用人数：278人（私立278人）

【一時預かり指定園】※常時受け入れ（専用の保育室、専任保育士あり）

私立：1園（めぐみ保育園）で実施しています。

#### (8) 病児・病後児保育事業

病気やけがの回復期にある乳幼児（病後児）を専用の保育室で看護師・保育士が預かる事業です。

五戸町では実施していません。

**(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）**

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。

（平成 24 年度実績）

依頼会員：1 人、提供会員：1 人、両方会員：0 人

利用件数：3 件

**(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）**

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況等を定期的に確認するため、基本健診 14 回を公費負担する事業です。

（平成 24 年度実績）

利用人数：89 人（1,045 件／年）

## 4 ニーズ調査の結果概要

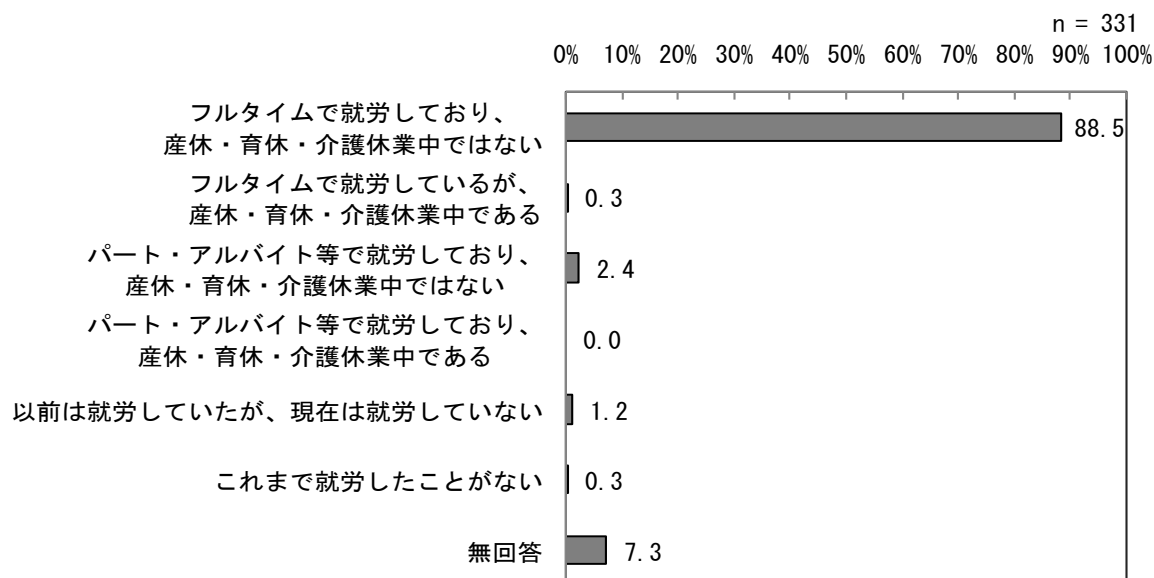
- 調査対象：五戸町在住の就学前児童がいる家庭の保護者
- 調査期間：平成 25 年 11 月 12 日～平成 25 年 11 月 25 日
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配布・回収：

種別	配布数	回収数	回収率
合計	651 票	331 票	50.8%

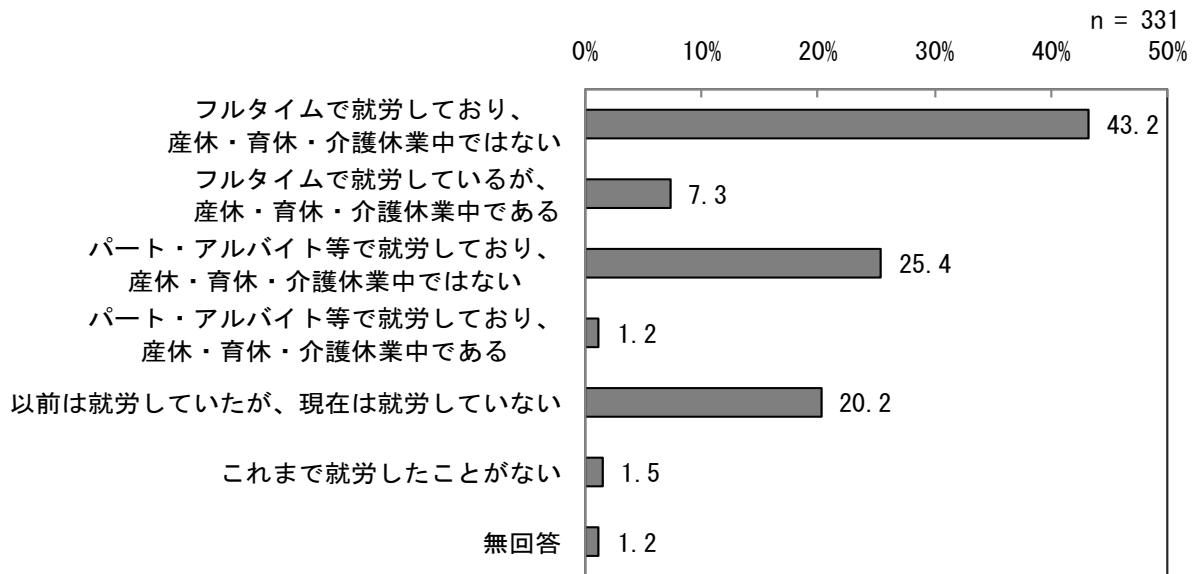
### (1) 保護者の就労状況

#### ○父親の就労状況

父親の就労は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 88.5% で大多数を占めています。母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 43.2% で最も多く、次が「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」で 25.4%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 20.2% 等となっています。

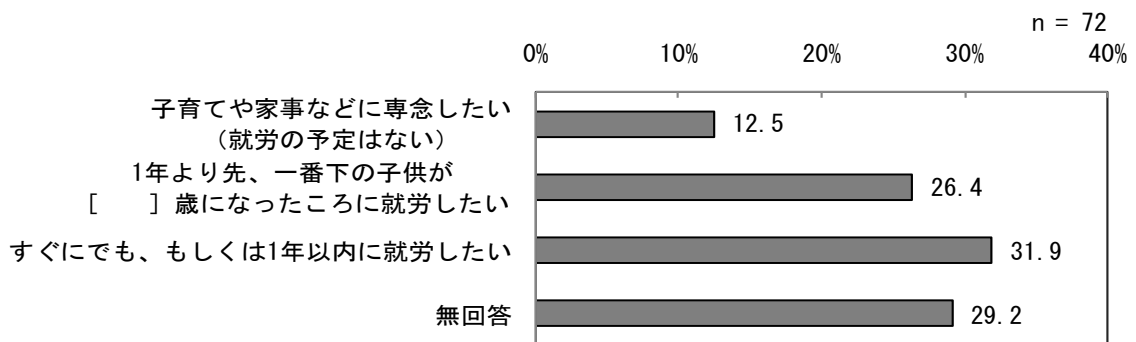


○母親の就労状況（自営業・家事従業者含む）



○現在就労していない母親の今後の就労意向

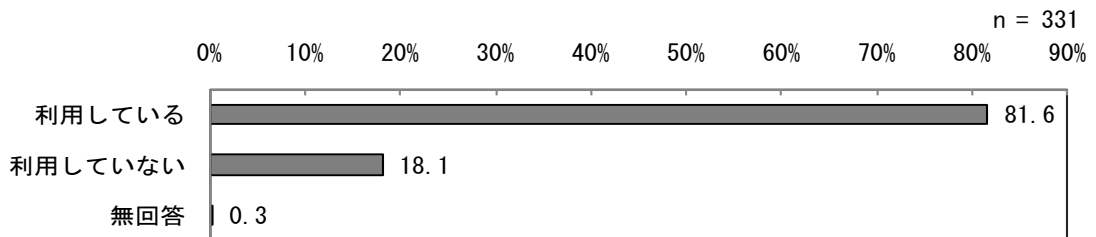
母親の就労意向は「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」が31.9%で最も多く、次が「1年より先、一番下の子供が[ ]歳になったところに就労したい」で26.4%となっています。



## (2) 教育・保育事業の利用について

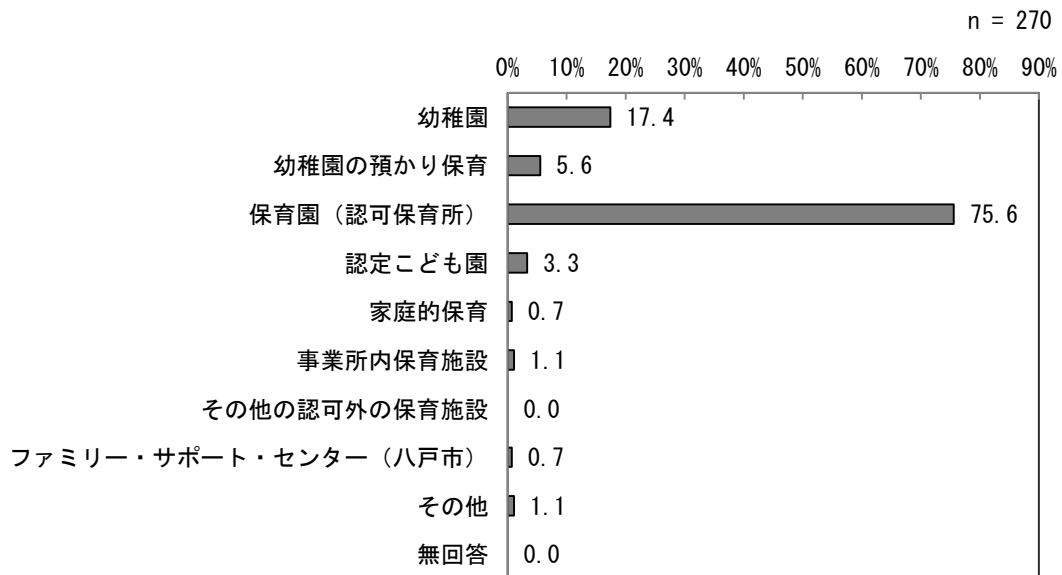
○平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育所等）の利用状況

定期的な教育保育事業の利用状況は、「利用している」が81.6%、「利用していない」が18.1%となっています。



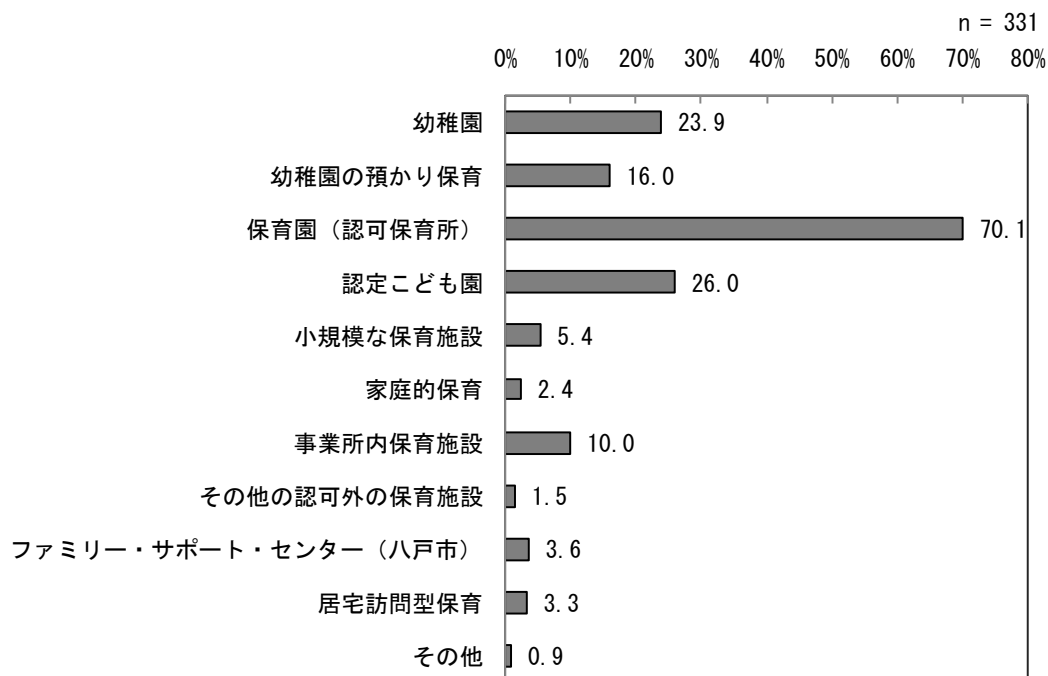
○利用している教育・保育事業

定期的にご利用しているのは、「保育園（認可保育所）」が75.6%で最も多く、次いで「幼稚園」が17.4%、「幼稚園の預かり保育」が5.6%となっています。



○今後、利用したい教育・保育事業

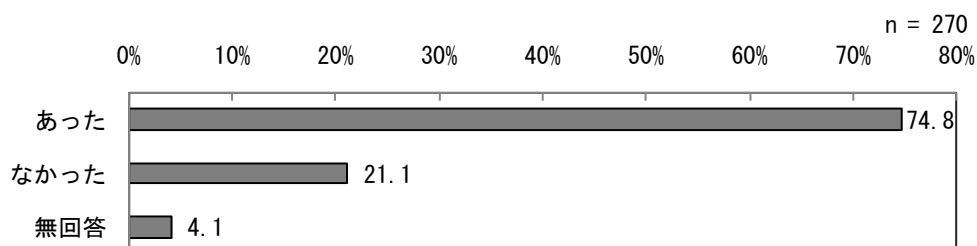
今後、定期的にご利用したいのは、「保育園(認可保育所)」が70.1%で最も多く、次が「認定こども園」で26.0%、「幼稚園」が23.9%等となっています。



(3) 子どもが病気やケガのときの対応について

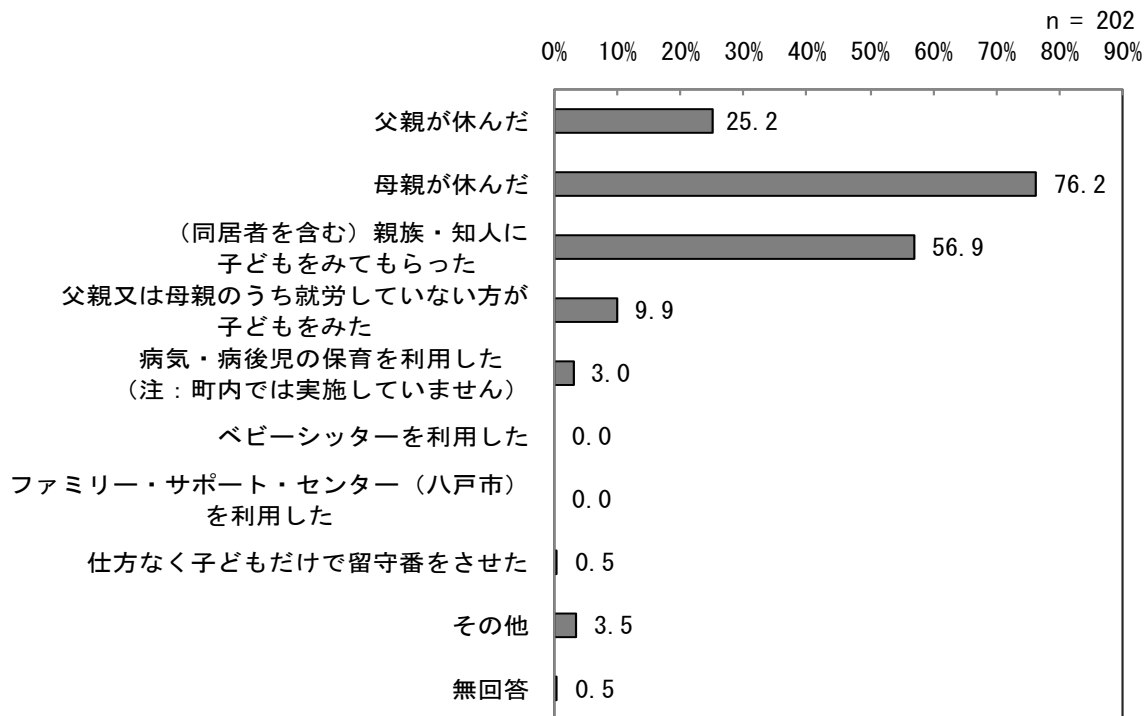
○子どもが病気やケガで教育・保育施設を利用できなかった経験

この1年間に、子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無は「あった」が74.8%、「なかった」が21.1%となっています。



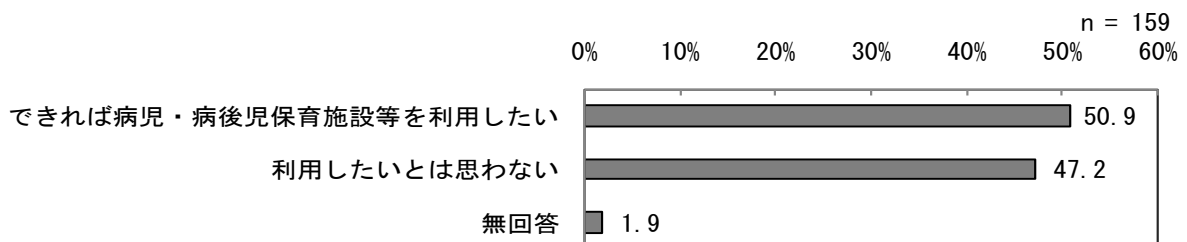
○そのときの対処方法

対処方法は「母親が仕事を休んだ」が76.2%で最も多く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が56.9%、「父親が休んだ」が25.2%となっています。



○病児・病後児保育の利用意向

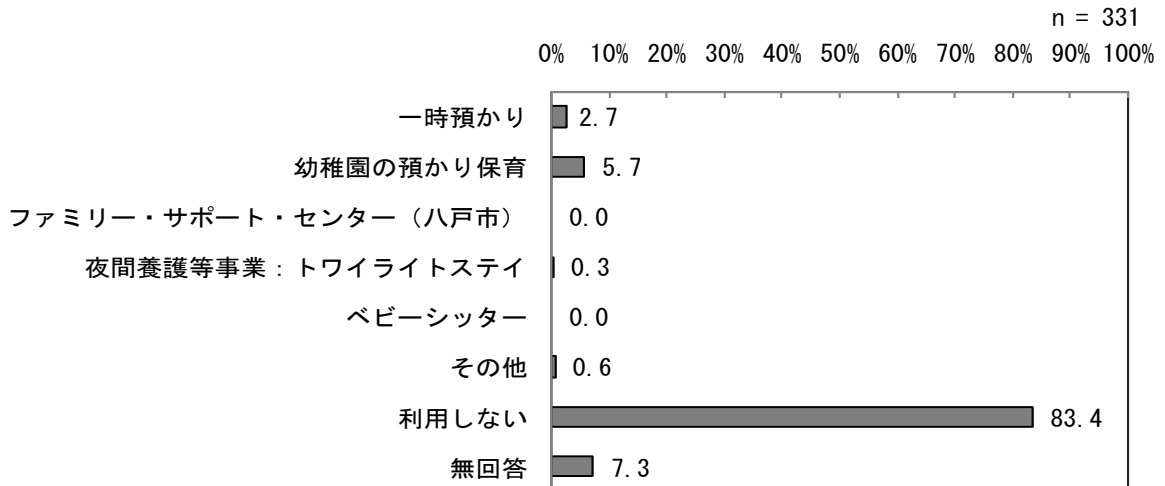
「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が50.9%、「利用したいとは思わない」が47.2%となっています。



#### (4) 不定期の教育・保育事業の利用について

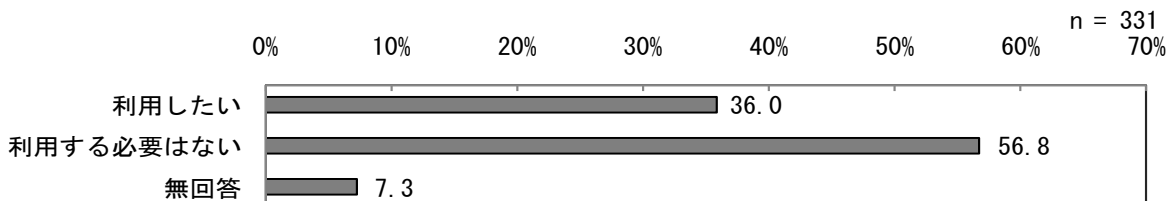
○私用や親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している事業

「利用していない」が 83.4%で多数を占めます。利用している事業は「幼稚園の預かり保育」が 5.7%、「一時預かり」が 2.7%となっています。



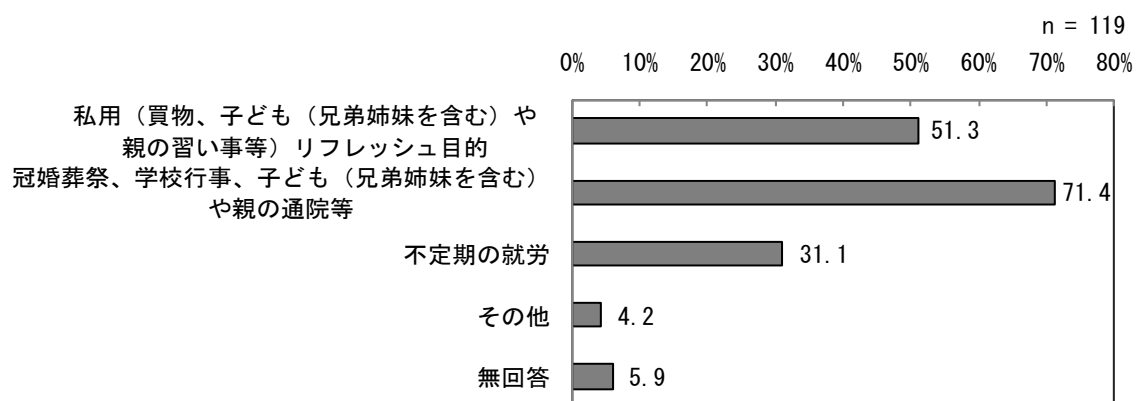
○今後の不定期的な事業の利用意向

「利用する必要がない」が 56.8%、「利用したい」が 36.0%となっています。利用を希望する目的は「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が 71.4%で最も多く、次いで「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が 51.3%、「不定期の就労」が 31.1%となっています。





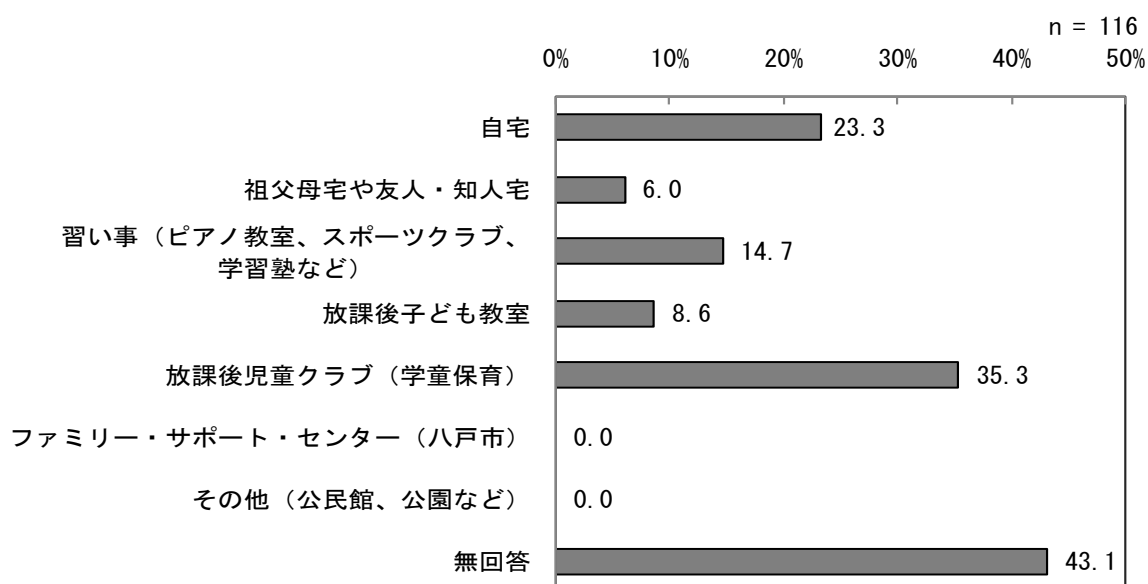
○事業を利用したい目的



(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方

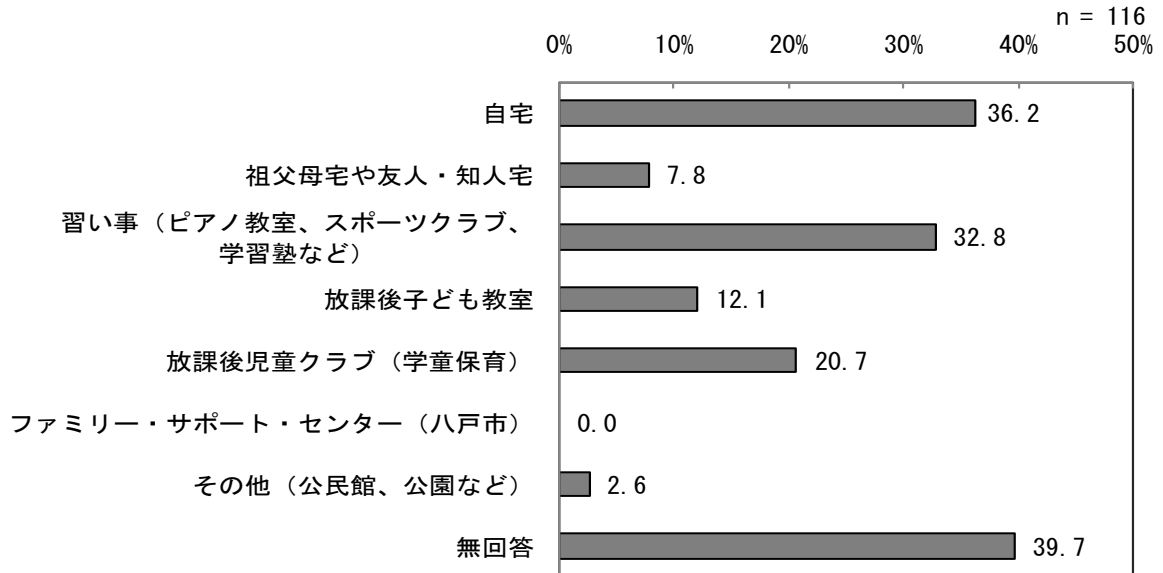
○低学年のうちに過ごさせたい場所

低学年の放課後に過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ(学童保育)」が 35.3%で最も多く、次いで「自宅」が 23.3%、「習い事」が 14.7%となっています。



○高学年になったら過ごさせたい場所

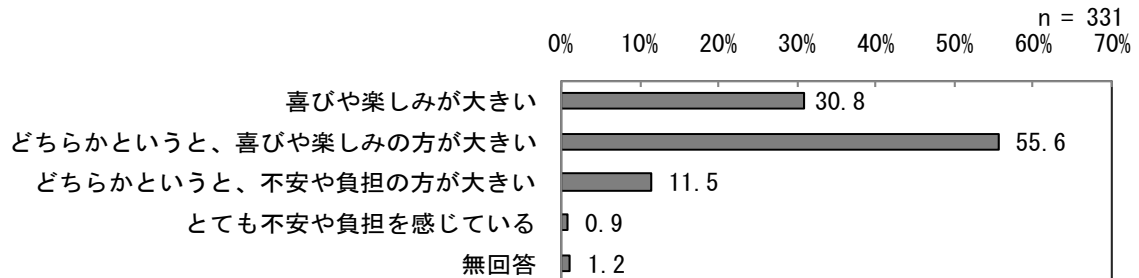
高学年の放課後に過ごさせたい場所として「自宅」が36.2%で最も多く、次いで「習い事」が32.8%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が20.7%となっています。



(6) 子育ての実態について

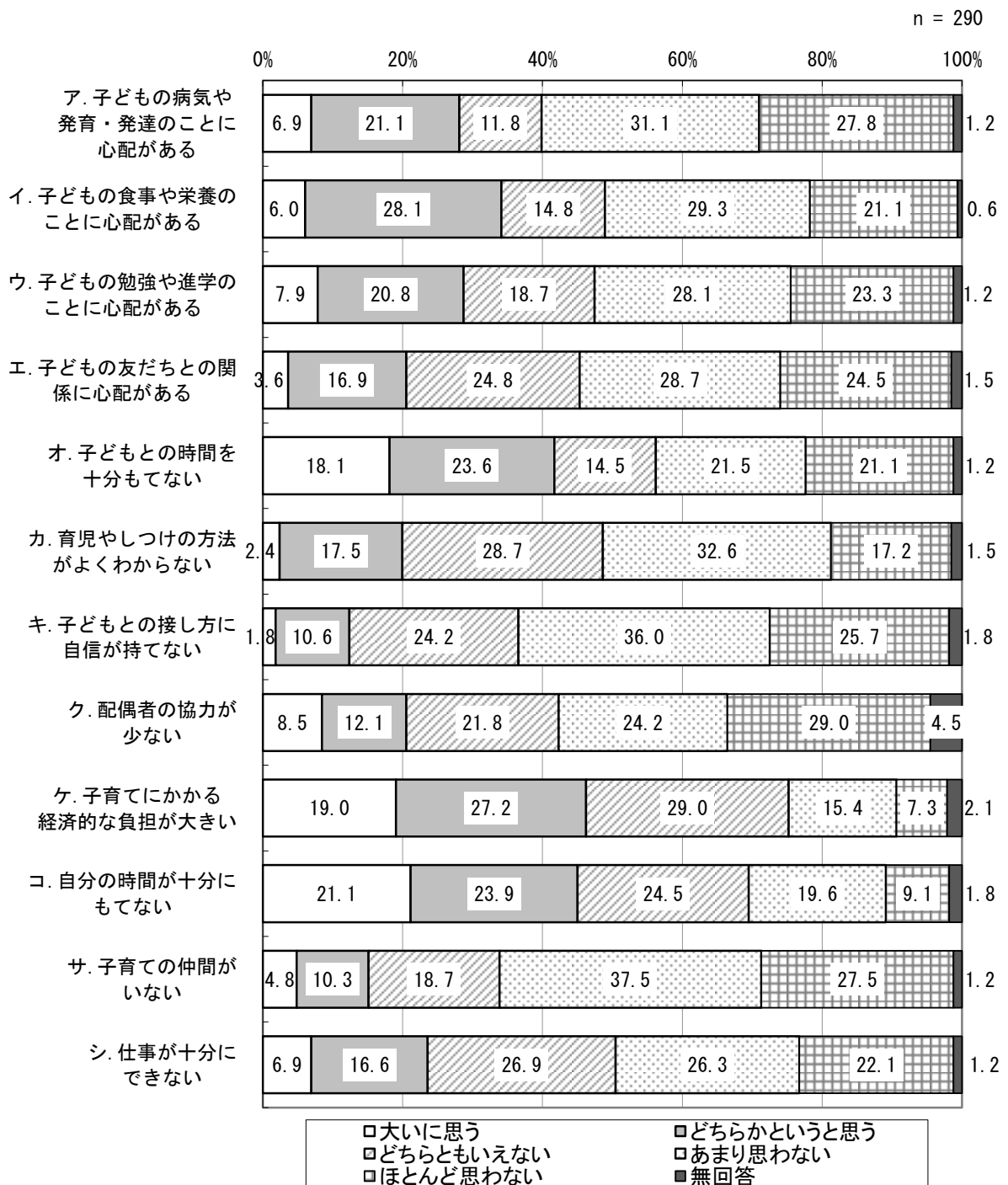
○子育てをどのように感じているか

「どちらかという、喜びや楽しみの方が大きい」が55.6%で最も多く、次いで「喜びや楽しみが大きい」が30.8%となっています。



○子育てについての悩み

「大いに悩みが気にかかることがある」との回答が最も多いのが「コ.自分の時間が十分にもてない」で 21.1%、次いで「ケ.子育てにかかる経済的な負担が大きい」が 19.0%、「子どもとの時間を十分もてない」が 18.1%となっています。「どちらかというとなんまりや気になることがある」との回答が最も多いのが「イ.子どもの食事や栄養のことに心配がある」で 28.1%、次いで「ケ.子育てにかかる経済的な負担が大きい」が 27.2%、「コ.自分の時間が十分にもてない」が 23.9%となっています。



## 5 五戸町の子ども・子育て支援の課題

---

五戸町の子ども・子育ての課題としては、以下のような点があげられます。

### (1) 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

- 身近な地域で希望する子育て支援サービスを利用しやすくする提供体制を確保するために、提供区域を新たに設けます。
- ニーズに基づく教育・保育の提供体制の確保と実施時期、教育・保育の質的改善を図ります。
- 社会情勢や近隣関係、家族構成の変化や就労形態、価値観の多様化等を踏まえ、教育・保育のメニューの充実を図ります。
- 地域特性に応じた延長保育の拡充を図ります。
- 「小一の壁」と言われている幼児期から児童期の連続した教育・保育で、就学後の放課後児童クラブ(学童保育)へのニーズが高く、引き続き拡充が必要と思われます。
- 一時預かりの柔軟な受け入れ態勢の整備を検討します。
- 就労の有無にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感を踏まえ、様々な場面を通じて、家庭状況を把握しつつ、適切な支援につなげることが必要です。
- 子育て支援サービス利用者への育児情報提供と助言の拡大を図ります。

### (2) 家庭・地域の子育て支援を充実

- 地域の実情に応じた提供対策が不十分です。
- 子どもの健やかな育ちを等しく保証するためには、障がい児や発達が気になる子等、特別な支援が必要な子どもに対し、ひとり一人の状況や発達に応じた支援が必要です。
- 核家族化、子どもの減少や近隣との関わりの希薄化等により、子育て家庭や子どもと地域住民が関わる機会が減ってきています。地域で子どもや子育て家庭の状況を理解し、関心を深め、地域全体で子育てを支えていくことが必要です。
- 小規模保育の導入を検討します。

### (3) 幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- 少子化により、子どもの数の減少とともに、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しています。
- 教育と保育の一体的提供のできる認定こども園を活用することで、より質の高い教育・保育の提供を行います。
- 認定こども園法の改善により、新設や移行がしやすくなったことを踏まえ、自治体として、受け入れ体制作りをするための基準や条例を整備します。

#### (4) ニーズ調査等からの課題

- 病児・病後児保育の整備は子どものいる家庭には必要なサービスですが、保育士・看護師等の確保・専用部屋の確保が難しいものと考えられます。
- 日頃、保育所等の保育サービスを利用している親子の触れ合いの機会が少ない中で、子どもが病気の場合に保護者が傍らにいたることが親子の信頼関係を育てるために最も大切だと考えますが、仕事等により保護者による保育が難しい場合の体制確保の重要性も否認しません。
- 病児・病後児保育の実施にあたっては、町単独での実施は困難なため、医療機関等を含め、広域での体制を確立することが重要です。本町では、平成21年9月に八戸市と八戸圏域定住自立圏形成協定を締結し、平成22年度より、八戸市で実施されている「病児・病後児保育」「ファミリー・サポート・センター（五戸町在住の保育の提供をする会員に保育を依頼）」を利用することができるようになってきていることから、今後は、一層の事業の周知徹底・利用促進を図り、サービス利用希望者がスムーズに利用できるよう支援します。
- 利用者は、どこでどんなサービスを行っているのかを知りたがっています。したがって、情報の周知徹底を図っていくことも必要です。
- ベビーカーが安全に、快適に通行できる道づくりも課題のひとつです。
- 天候や季節に左右されずに遊べる屋内施設等の整備も住民の要望の多い課題です。

#### (5) 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。
- 現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。
- 経済状況や企業経営を取巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、若年男性をはじめ非正規雇用割合も高まっています。
- 子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しています。
- 女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境の整備が求められていますが、都市部を中心に、依然として多くの待機児童が存在しています。
- 長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある30代及び40代の男性で長時間労働を行う者の割合は依然として高い水準にあります。
- 父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっています。
- 夫の家事・育児時間が長い夫婦ほど、第二子以降の出生割合が高い傾向が見られており、育児において父親が積極的に役割を果たすことが望まれます。
- 就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶ちません。
- 少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しています。

## 第3章 基本的な考え方

### 1 目的

近年、我が国の少子化は、世界に例をみないスピードで進行し深刻な問題となっているとともに、核家族化の進行や経済情勢の変動等を背景として、子どもを取巻く環境が大きく変化しています。

五戸町においても、子どもの数は年々減少を続けている現状にあり、また核家族化の進行・共働き家庭の増加に伴い、子育てと仕事の両立の中で子育てへの負担感が増大していることが懸念されます。

五戸町では、次代を担う子どもを安心して育てられる環境づくりを進めるため、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成26年3月までの「五戸町次世代育成支援行動計画」の後期計画を策定し、様々な子育て支援の施策を推進してきました。

このたび、新たに策定しました「五戸町子ども・子育て支援事業計画」においても、五戸町で生活を営むすべての子どもが健やかに成長することができる環境を創造することを目的に施策を推進していきます。

また、急速な少子化の進行や家庭・地域等を取巻く環境の変化を踏まえながら、子ども・子育て支援給付、子どもや子どもを養育している保護者等への支援を行っていきます。

## 2 基本理念

---

五戸町の子ども・子育て支援事業の目指す方向性として、次の基本理念を定めます。

# 誰もが元気で安心して子どもを 生み育てられるまち



- 1 子どもの健やかな成長を支える
- 2 すべての子育て家庭を支える
- 3 地域全体で子育てを支える



○これまでの「次世代育成支援行動計画」(後期行動計画)においては、「子ども」「親・家庭」「地域」が主体的に行動するとともに、お互いに助け合いながら、ともに育ちあうことを基本的な視点として取組んできました。

○こうした視点は、子ども・子育て支援法の趣旨である「ひとり一人が個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」と合致するものです。

○このことから、親が子育てを主体的に担うことを前提としつつ、子育て・子育てを地域全体で見守り支えていく環境づくりを、より一層進めることで、五戸町独自の理念を、これからも変えることのない大切な理念として継承していきます。

### 3 施策体系

子ども・子育て支援事業計画の施策の全体像です。

理念	基本的視点		基本目標	基本施策
<b>誰もが元気で安心して子どもを 生み育てられるまち</b>	子どもの健やかな成長を支える	目標 1	子どもが健やかに育つ環境づくり	・地域における子育て支援体制の整備
		目標 2	様々な状況にある子どもへのきめ細かな取組みの推進	・要支援児童への対応などきめ細かな取組みの推進
	すべての子育て家庭を支える	目標 3	安心して生み、育てることを見守る体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代の親の育成</li> <li>・学校等の教育環境の整備</li> <li>・家庭や地域の教育力の向上</li> <li>・子どもを取巻く有害環境対策の推進</li> <li>・子育て家庭への経済的支援の推進</li> <li>・若い世代からの子育て意識啓発</li> <li>・家庭における子育て機能の向上</li> </ul>
		目標 4	仕事と生活の調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育サービス・学童クラブの充実</li> <li>・仕事と子育ての両立の推進</li> <li>・男性を含めた働き方の見直し</li> <li>・男性の子育て参加の促進</li> </ul>
	地域全体で子育てを支える	目標 5	地域における子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親と子の健康の維持、増進</li> <li>・医療サービスの充実</li> </ul>
		目標 6	安心・安全な子育てを支える地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てを支援する生活環境の整備</li> <li>・子どもの安全の確保</li> </ul>



## 第4章 教育・保育提供区域の設定

### 1 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画を実施する際に、次の視点に考慮しながら「教育・保育提供区域」を独自に設定していくことが必要となります。

#### <教育・保育提供区域設定のポイント>

- 地理的条件や交通事情、現在の教育・保育(幼稚園・保育所・認定こども園)の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に判断して、保護者や子どもが住んでいる場所から容易に移動することができる区域を「教育・保育提供区域」として設定します。
- 子ども・子育て支援事業では、設定した区域ごとに、各事業の「量の見込み」、「確保方策」を明確に示し、需要と供給を調整していくことが求められています。
- 「教育・保育提供区域」は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて、共通の区域設定とすることが基本です。
- ただし、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態がことなる場合には実態に応じて小学校就学前子どもの区分ごとや地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することも可能とされています。
- 教育・保育施設や地域型保育事業の認可申請が事業者からあった場合には、事業者が所在する教育・保育提供区域の利用定員がすでに必要利用定員総数に達している、または認可することによって必要利用定員総数を超える場合を除いて原則認可しなければなりません。

## 2 教育・保育提供区域の設定

### (1) 五戸町における教育・保育提供区域

五戸町全域を1区域として設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定(3～5歳)	1区域	教育・保育の区域設定については1区域とします。
2号認定(3～5歳)		
3号認定(0歳)		
3号認定(1～2歳)		

### (2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から五戸町全域を基本とします。なお、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、現状を踏まえて、小学校区による区域設定とします。

11事業	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業 子どもの親又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う事業	1区域	教育・保育施設の活動の一環であるため、五戸町内全域とします。
地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業	1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、五戸町内全域とします。
妊婦に対して健康診査を実施する事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	1区域	現状どおり、五戸町内全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業 こにちは赤ちゃん事業	1区域	現状どおり、五戸町内全域とします。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助等)を行う事業	1区域	現状どおり、五戸町内全域とします。

<p>子育て短期支援事業 ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業</p>	1 区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、五戸町内全域とします。
<p>子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業</p>	1 区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、五戸町内全域とします。
<p>一時預かり事業 保育所その他の場所において、一時的に預かる事業</p>	1 区域	教育・保育施設での利用も含むため、五戸町内全域とします。
<p>延長保育事業 時間外保育・休日保育</p>	1 区域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、五戸町内全域とします。
<p>病児・病後児保育事業 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業</p>	1 区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、五戸町内全域とします。
<p>放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業</p>	1 区域	現状どおり、各小学校区を基本として実施します。

## 第5章 教育・保育施設の充実

### 1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

#### ■認定区分

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定し、その上で施設型給付を行う仕組みです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	主に幼稚園、 認定こども園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園、 地域型保育に該当

※施設型給付＝保護者本人への給付でなく、幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われることを言います。

## 2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況、ニーズ調査の結果を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

### (1) 1号認定（3歳以上、幼稚園、認定こども園を利用希望）

#### ■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	83人	77人	71人	71人	70人
確保の内容	221人	141人	141人	141人	141人
特定教育・保育施設	町内 31人 八戸市 10人	町内 131人 八戸市 10人	町内 131人 八戸市 10人	町内 131人 八戸市 10人	町内 131人 八戸市 10人
確認を受けない幼稚園	180人	0人	0人	0人	0人
過不足	138人	64人	60人	70人	71人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「幼稚園・保育所・認定こども園」に該当しない、私立幼稚園のこと。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。）

### (2) 2号認定（3歳以上、保育所、認定こども園を利用希望）

#### ■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	230人	223人	210人	203人	202人
幼児期の学校教育の利用希望が強い	0人	0人	0人	0人	0人
上記以外	230人	223人	210人	203人	202人
確保の内容	235人	235人	235人	235人	235人
特定教育・保育施設	町内 218人 八戸市 15人 おいらせ町 2人	町内 218人 八戸市 15人 おいらせ町 2人	町内 218人 八戸市 15人 おいらせ町 2人	町内 218人 八戸市 15人 おいらせ町 2人	町内 218人 八戸市 15人 おいらせ町 2人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	5人	12人	25人	32人	33人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

### (3) 3号認定（0歳、保育所、認定こども園、地域型保育を利用希望）

#### ■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	40人	40人	40人	40人	40人
確保の内容	46人	46人	46人	46人	46人
特定教育・保育施設	町内 40人 八戸市 6人	町内 40人 八戸市 6人	町内 40人 八戸市 6人	町内 40人 八戸市 6人	町内 40人 八戸市 6人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	6人	6人	6人	6人	6人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

### (4) 3号認定（1・2歳、保育所、認定こども園、地域型保育を利用希望）

#### ■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	124人	122人	116人	116人	114人
確保の内容	133人	133人	133人	133人	133人
特定教育・保育施設	町内 122人 八戸市 10人 おいらせ町1人	町内 122人 八戸市 10人 おいらせ町1人	町内 122人 八戸市 10人 おいらせ町1人	町内 122人 八戸市 10人 おいらせ町1人	町内 122人 八戸市 10人 おいらせ町1人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	9人	11人	17人	17人	19人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

### (5) 保育利用率の目標値設定について

国の基本指針では、3号認定の量の見込み割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。保育利用率の目標値は、「量の見込み（3号認定子ども）÷各年度推計人数（0～2歳）×100＝（小数点第一まで）」により算出した数値とします。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育利用率	62.3%	61.8%	60.9%	62.4%	62.6%
推計児童数人(0～2歳)	263人	262人	256人	250人	246人

### 3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

---

幼稚園及び保育所の機能や特長をあわせ持ち、保護者の働いている状況に関わりなく、教育・保育を一体的に受けられ、就労状況が変わった場合も、通いなれた園を継続して利用できる施設として、認定こども園があります。

また、乳幼児期の子どもの発達は、連続性を有するものであることを踏まえると、特に満3歳到達前後及び教育・保育施設から小学校への入学の接続期において、子どもの発達状況等を十分把握した上で、ひとり一人の子どもの状況に応じた教育・養育支援につなげていくことが求められます。

五戸町では、発達の連続性を踏まえた教育・保育の一体的な提供に向けて推進を図っていきます。

「認定こども園」の特徴、整備促進、小学校等との連携促進のポイントについて以下に紹介します。

#### （1）認定こども園の特徴

- 就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供します。
- 保護者の就労の有無にかかわらず利用できます。
- 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できます。
- 0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育ちます。
- 認定こども園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場等に参加できます。

#### （2）認定こども園の整備促進

- 各地域の子どもの教育・保育施設等の利用状況を把握した上で、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に応じ、それぞれの地域の実情や希望する移行類型等についての助言を行い、施設の円滑な移行を促進していきます。
- 幼稚園や保育所から認定こども園へ移行するにあたって、国や県において財政支援メニューがある場合は、積極的な活用を検討していきます。
- 将来的には、すべての特定教育・保育施設が認定こども園となり、3歳以上児の保護者が就労の有無にかかわらず、どの施設でも選択できる環境となることが望ましいと考えます。

#### （3）小学校等との連携促進

- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培っていきます。
- 小学校との連携はもとより他の地域の幼稚園、保育所、認定こども園との連携を図ります。

## 4 教育・保育施設の質の向上

---

すべての子どもに質の高い教育・保育を提供するには、それに携わる幼稚園教諭や保育士の資質向上が必要不可欠であるため、以下の方針に基づき、人材の確保・育成に取り組めるよう努力します。

### (1) 幼保併有資格の取得促進

認定こども園の普及促進にあたり、その中心的な担い手の確保に向けて、幼保併有資格の取得に関する特例制度等を活用し、幼稚園教諭と保育士の両方の資格取得促進に向けて支援を行います。

### (2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修

幼稚園教諭と保育士が教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるように、合同研修の開催等による支援を行います。

### (3) 保育士の処遇改善

保育の担い手の確保が全国的な課題となっていることから、本町においても国や県の制度を活用し保育士の処遇改善に取り組めます。

### (4) 職員の資質の向上

健康状態や発達状況、家庭環境等から特に配慮を要する子どもについては、ひとり一人の状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるように、専門機関等との連携を強化するとともに、職員の資質向上を図ります。



## 5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

---

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設等の整備を進めます。

### (1) 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実

町のホームページや広報誌を通して、教育・保育の正確な情報発信に努めることにより、妊婦及び子育て中の保護者が、いつでも、どこでも必要な情報を取得することができるように環境を整備します。

また、出産後の乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の機会等を通じて、教育・保育の利用に関する情報提供や保護者からの相談に応じます。

さらに、子どもや保護者の身近な場所に施設を整備し、教育・保育の利用に関して、いつでも保護者からの相談に応じられる体制を整備するとともに、新制度において新たに創設される利用者支援事業を活用して、各家庭のニーズに応じた教育・保育の紹介及びあっせんを行うことにより、円滑な事業利用へとつなげていきます。

### (2) 育休満了時からの環境整備

育休満了時（原則 1 歳到達時）から、確実に教育・保育を利用できる環境を整えるため、保育の量的拡大を図ります。

## 第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

### 1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

○国から提示された基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

○設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

○計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

#### (1) 利用者支援事業（平成27年度からの新規事業）

子どもや保護者が、保育所・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

[対象年齢] 0～5歳

五戸町では、当該事業内容を、利用者支援事業以外の取組み（自治体窓口によるサービス）として実施します。利用支援専門職員の配置については、必要に応じて今後検討していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施予定か所数（か所）	1	1	1	1	1

#### (2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

[対象年齢] 0～2歳

[単位] 延べ利用者数（月間）人／回

五戸町では、現状に引き続き実施します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み （人／回）	442	440	430	420	413
確保の方策（か所）	2	2	2	2	2

### (3) 妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

五戸町では、現状に引き続き実施します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人)	1,190	1,134	1,134	1,106	1,078
確保の方策	医療機関へ委託	医療機関へ委託	医療機関へ委託	医療機関へ委託	医療機関へ委託

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものです。また、この訪問を乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

[対象年齢] 0歳

五戸町では、現状に引き続き実施します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人)	85	81	81	79	77
確保の方策	保健師による 対応	保健師による 対応	保健師による 対応	保健師による 対応	保健師による 対応

### (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業です。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。

[対象者] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

五戸町では、現状に引き続き実施します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	19	18	18	17	16
確保の方策	保健師による 対応	保健師による 対応	保健師による 対応	保健師による 対応	保健師による 対応

（注）

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

### (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労等、身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。

[対象年齢] 0～5歳

[単位] 延べ利用者数（年間）人／年

五戸町では、実施していません。

### (7) 子育て援助活動支援事業（就学後、ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。就学児対象のファミリー・サポート・センター事業です。

[対象年齢] 就学児

五戸町単独での実施はないため、現状に引き続き、八戸市のファミリーサポートセンター事業の利用を促進します。

### (8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産等により保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的に保育預かりを行う事業です。

[対象年齢] ①幼稚園在園児は3～5歳 ②在園児以外は0～5歳

[単位] 延べ利用者数（年間）人日／年

#### ①幼稚園における在園児対象型

五戸町では、現状に引き続き実施します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み合計 (人日／年)	1,786	1,652	1,556	1,502	1,497
幼稚園の在園児を 対象とした一時預 かり (1号認定見込み)	1,786	1,652	1,556	1,502	1,497
幼稚園の在園児を 対象とした一時預 かり (2号認定見込み)	0	0	0	0	0
確保の方策 (人日／年)	6,870	6,800	6,800	6,800	6,800

## ②幼稚園における在園児対象型以外

五戸町では、現状に引き続き実施します。

また、八戸市で実施しているファミリーサポートセンターを利用することができるようになっていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日／年）	1,252	1,189	1,047	1,086	1,007
確保の方策（人日／年）	300	600	600	600	600
保育所の一時預かり （在園児対象型以外）	300	600	600	600	600
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・ サポート・センター）	0	0	0	0	0

## （9）延長保育事業(時間外保育・休日保育事業)

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間(8時間)を超えて、最長で午前7時00分から午後7時00分の保育を実施しています。

[対象年齢] 0～5歳

五戸町では、現状に引き続き実施します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	340	325	312	303	300
確保の方策（人）	340	325	312	303	300

**(10) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）**

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

[対象年齢] 0～5歳

五戸町では、平成21年9月に八戸市と八戸圏域定住自立圏形成協定を締結し、平成22年度より、八戸市で実施されている「病児病後児保育」を利用することができるようになっており、広域での体制を確立しています。

しかしながら、保護者の就労形態により必ずしも広域の実施場所を利用できるとは限らないことから、今後の検討について慎重な対応を考えていきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人日／年）	311	298	285	278	274
確保の方策（人日／年）	0	0	0	0	0
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	0	0	0	0	0

**(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)**

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

[対象年齢] 就学児（6～11歳）

五戸町では、現状に引き続き実施します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
【低学年】 量の見込み（人）	147	149	151	151	139
確保の方策（人）	158	163	165	165	165
【高学年】 量の見込み（人）	47	42	40	40	40
確保の方策（人）	47	42	40	40	40

**(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

**(世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部または一部を助成する事業)**

世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部または一部を助成する事業です。

五戸町では、今後情報を収集しながら実施を検討していきます。

**(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

五戸町では、今後情報を収集しながら実施を検討していきます。



# 第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進

## 1 児童虐待防止対策の充実

五戸町においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠です。

### (1) 関係機関との連携及び五戸町における相談体制の強化

五戸町における子ども・子育てに関する相談体制は、福祉保健課をはじめ、教育委員会等の各行政機関のほか、幼稚園、保育所、小中学校等において、子どもに関わる相談ができる体制になっています。これら相談体制により、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制をもとに、関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があります。

さらに、要保護・要支援児への組織的な対応及び評価を確保するため、関係機関へ専門性を有する職員の配置や、都道府県等が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。

加えて、一時保護等の実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所長等への通知を行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、都道府県と相互に協力して、子ども虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化していきます。

### (2) 発生予防、早期発見、早期対応等

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。

また、児童福祉、母子保健の各担当部局が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。

さらに地域資源や児童委員をはじめ「地域のちから」を活用して子ども虐待の防止に努めます。

#### <主な内容>

- 虐待に対する相談の充実
- 虐待の早期発見と予防
- 主任児童委員、民生児童委員の活用

## 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

---

ひとり親家庭の自立支援は、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都道府県が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

#### <主な内容>

- 母子家庭の親への就業支援
- 児童扶養手当の支援
- 遺児援護対策事業
- 母子家庭等医療福祉費の支給
- 母子寡婦福祉資金の貸付

## 3 障がい児施策の充実

---

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。

加えて、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、専門関係機関等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じた障がい等による特別な支援が必要な子どもと、その家族等に対する支援の充実が必要です。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や幼児保育士等子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、ひとり一人の希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

そのためには、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人や保護者には十分に情報を提供していく必要があります。幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、特別支援学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保

護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。あわせて、本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ることが求められます。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知が必要であり、さらに家族が適切に子育てが行えるよう家族支援を行う等、関係機関と連携を密にして、支援体制整備を行うことが必要です。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するとともに、受け入れにあたっては、各関係機関との連携を図ることが必要です。

#### <主な内容>

- 障がい児保育事業の推進
- 特別支援教育支援員の配置
- 私立幼稚園障がい児保育補助金の交付
- 特別児童扶養手当の支給
- 障がい児福祉手当の支給
- 重度心身障がい児等医療費の支給
- 補装具費の支給及び日常生活用具の給付

## 4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組みの推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。

また、企業等民間団体に対しても、こうした取組みの共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

### (1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民ひとり一人がワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

### (2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

### (3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

#### <主な内容>

- 仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供
- 男女共同参画社会の必要性の啓発
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実
- 休日保育事業の推進
- 緊急・一時保育事業の推進
- 通常保育事業の推進
- 延長保育事業の推進
- 乳児保育事業の推進
- 障がい児保育事業の推進

## 5 「放課後子ども総合プラン」の推進

---

国は、保護者の就労等で「小一の壁」と言われている就学後の放課後等、子どもの居場所づくりのために、平成26年7月「放課後子ども総合プラン」を策定しました。

五戸町では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進とあわせて、放課後子供教室についても、既存教室の活用や地域の施設等を活用しながら、保護者の就労有無にかかわらず、子どもの安全・安心な居場所づくりに努めます。

就学後の放課後等子どもの居場所づくりについては、教育、福祉、就労等、様々な分野が関わっているため、今後、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的、または、連携して実施して行くために、福祉部局と教育委員会が連携し、共通理解、情報共有を図りながら、計画的整備等に向けて取組んでいきます。

## 第8章 次世代育成支援行動計画

### 1 次世代育成支援行動計画の目的

次世代育成支援対策推進法の趣旨に則り、五戸町においてこれまで取り組んできた「五戸町次世代育成支援行動計画」を評価・検証し、同計画を継承します。

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、見出された課題に取組み、子育て支援に係る総合的な施策体系に基づいて、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進します。

### 2 次世代育成支援行動計画の基本理念

## 安心して楽しい子育てができるまちをめざして

次世代支援等の各種施策により子どもの健やかな成長を支援する環境が改善されてはいるものの、少子化、核家族化、女性の社会進出の増大、地域連帯感の希薄化は進行し、家庭や地域における子どもの養育機能が低下する等、課題がなくなることはありません。

子育ての基本は家庭にあるということが前提ですが、行政として少子化がこれからの本町や社会全体に与えるマイナス影響を考えると、子育てに伴う精神的・肉体的負担、仕事と子育ての両立、子育て費用等の問題の解決に、また、子どもが心身ともに健やかに育つための支援に積極的に取り組むことが必要であると考えます。

そこで人々が輝き、ぬくもりとふれあいのある五戸町を築くために、町全体の共通の課題として「子どもの成長」を位置づけるとともに、行政における関連施策の総合推進はもちろんのこと、個人の考え方を尊重し、地域社会全体で子育て環境づくりに取り組むことが重要です。

本町では、上記の考え方を本計画の基本理念とするとともに、未来の町を担う子どもたちが、町を愛し、心も身体もたくましく成長し、また子育てをする家庭が楽しく心豊かな子育てを実践できるよう、基本理念を「安心して楽しい子育てができるまちをめざして」と設定しています。

### 3 次世代育成支援行動計画の対象

○次世代育成支援行動計画における「子ども」の対象年齢は下表のとおりです。

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く放課後		一部対象	
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）								
次世代育成支援対策推進法								

### 4 次世代育成支援行動計画の指針となる視点

- 1 子どもの視点
- 2 次代の親づくりという視点
- 3 社会全体による支援の視点
- 4 仕事と生活の調和の実現

### 5 次世代育成支援行動計画の基本目標

- (1) 地域における子育ての支援
- (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進
- (6) 子ども等の安全の確保
- (7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

## 6 関連する施策の取組みについて

### (1) 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの維持・充実を推進します。また、子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進等、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上を目指した取組みを推進します。

#### ①地域における子育て支援サービスの充実

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
1	子育てサークルへの支援事業	福祉保健課	子育てサークルへの支援を行います。	継続
2	子どもの生活相談	福祉保健課	子育てに関する悩み等の相談を行います。	継続
3	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	福祉保健課	放課後に保護者のいない家庭の小学生に対する学校の専用施設等における健全育成事業です。	継続
4	休日保育事業	福祉保健課	休日に仕事をもっている保護者に対して、日曜日及び祝日に保育園を開園する事業です。	新規実施に向け検討
5	地域子育て支援センター事業	福祉保健課	子育て家庭に対して、育児相談や子育てサークル支援等を地域ごとに行う事業です。	継続

#### ②保育サービスの充実

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
6	通常保育事業	福祉保健課	保育を必要としている人を決められた時間預かる事業です。	継続
7	延長保育事業	福祉保健課	保育園の通常の開園時間外の保育ニーズへの対応を図る保育事業です。	継続
8	乳児保育事業	福祉保健課	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対処するための0歳児からの保育事業です。	継続

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
9	障がい児保育事業	福祉保健課	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児を受け入れた保育事業です。	継続
10	保育園地域活動事業	福祉保健課	保育園の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流等交流事業です。	継続に向け検討

### ③子育て支援のネットワークづくり

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
11	少子化対策・子育て支援総合ガイドブックの作成	教育課	子育て支援情報を総合的にまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックの作成を行います。	未実施であったため、充実させていきます。（子育て支援情報・団体等をホームページ掲載は現在も実施）
12	少子化対策・子育て支援ネットワーク会議の開催	教育課	地域において子育て支援を行っている各団体との連携を図ります。	未実施であったため、充実させていきます。

### ④児童の健全育成

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
13	児童館運営	福祉保健課	子どもの居場所づくりに向けた既存の児童館の活用を行います。	廃止
14	放課後子供教室推進事業	教育課	地域の教育力の再生に向けた子ども活動拠点の整備を行います。	拡大（学校施設の利用を含め、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体化、連携に向けて検討）
15	子ども情報誌の作成と発行	教育課	子育てサークルの企画編集により子ども向けの情報誌の発行を行います。	充実
16	学校施設開放の促進	教育課	子どものスポーツ活動の場として休日の学校施設開放の促進を図ります。	継続



事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
17	スポーツクラブが行うジュニアスポーツ活動の支援	スポーツ振興公社	スポーツ活動を通し心身ともに健康な体づくりを目的としたスポーツスクール教室を開催します。	継続
18	児童手当の支給	福祉保健課	「児童手当法」に基づく手当の支給をしていきます。	継続
19	健全育成に関する啓発	教育課	青少年の健全育成に関する啓発紙の配布を行います。	継続
20	社会を明るくする運動の推進	福祉保健課	街頭キャンペーン、標語、作文コンクール、講演会等を行います。	継続
21	地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進	教育課	青少年健全育成の環境整備と、大人と子どもが互いに声をかけあう地域づくりを推進します。	拡大
22	「子ども 110 番の家」の推進	関係機関	子どもたちを犯罪や危険から守るための「子ども 110 番の家」の看板の設置を行います。	継続
23	読み聞かせボランティア養成講座の開催	町図書館	未経験者を対象とした外部講師によるボランティア養成講座です。	継続
24	小・中学校、幼稚園、保育園、認定こども園、放課後児童クラブ等への団体貸出の推進	町図書館	団体貸出用児童図書を充実させ、団体貸出の利用推進を図ります。	継続

## (2) 母性並びに乳幼児等の健康の確保および推進

妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児・乳児訪問等の母子保健における健康診査、訪問指導、健康指導等の充実を図ります。

また、親の育児不安の解消等を図るため乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め妊娠期から継続した支援体制の推進を図ります。

こうした乳幼児健診等の場を通じて誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組みを進めます。

さらに、妊娠および出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能である等、母親の視点から見て満足できる「よいお産」の適切な普及を図るため、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行います。

①子どもと母親の健康の確保

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
25	母子健康手帳の交付と妊婦指導	福祉保健課	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する手帳の交付および健康サービスの情報提供と妊婦指導等を行います。	継続
26	新生児・産婦訪問	福祉保健課	生後 28 日以内の新生児および産婦の家庭を訪問し、身体計測や発達チェック、相談等を行います。	継続
27	乳児家庭全戸訪問	福祉保健課	生後 28 日以内の新生児や乳児および産婦の家庭を訪問し、身体計測や発達チェック、相談等を行います。	継続
28	乳児訪問指導の充実	福祉保健課	育児や保健指導が必要と思われる乳幼児やその親を対象とした子育て相談を行います。	継続
29	4 か月児健康診査の実施	福祉保健課	心身の異常を早期に発見し、乳児の健やかな育成や育児不安の軽減を図り、離乳食のすすめ方の講話を行います。	継続
30	1 歳 6 か月児健康診査の実施	福祉保健課	1 歳 6 か月～1 歳 7 か月の幼児を対象とした集団健康診査を行います。	継続
31	2 歳 6 か月児健康診査の実施	福祉保健課	2 歳 6 か月幼児を対象に保育士による講話とふれあい遊びの実技指導及び身体測定の実行チェック、相談等を行います。	継続
32	3 歳児健康診査の実施	福祉保健課	3 歳 3 か月～3 歳 4 か月の幼児を対象とした集団健康診査を行います。	継続
33	事故防止の啓発	福祉保健課	発達段階に合わせた事故防止情報の提供と啓発を行います。	継続

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
34	乳幼児医療費の支給	福祉保健課	乳幼児を対象とした医療費の支給を行います。平成26年度から小中学生の入院費用の医療費を給付拡大します。	継続
35	予防接種の実施	福祉保健課	「予防接種法」に基づく予防接種を行います。	継続
36	赤ちゃんふれあい体験事業	福祉保健課	公民館や総合病院等において、小学生や中学生と赤ちゃんがふれあうことができる機会を提供します。	廃止
37	赤ちゃん栄養教室	福祉保健課	3か月～1歳までの乳児をもつ保護者を対象に、栄養士による離乳食のすすめ方の講話と調理実習を行いながら、保護者同士の交流を深めます。	廃止（各年齢到達健康診査および健康相談事業により、当該事業内容が実施されているため廃止に至っている）

## ②食育等の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
38	6か月児健康相談	福祉保健課	6か月の乳児を対象に、栄養士による離乳食のすすめ方の講話や離乳食の試食、および相談を行います。	継続
39	10か月児健康相談	福祉保健課	10か月の乳児を対象とした健康相談を行い、心身異常の早期発見に努めるとともに、栄養士による食習慣についての相談を行います。	継続
40	1歳6か月児健康診査	福祉保健課	1歳6か月～1歳7か月の幼児を対象とした集団健康診査の中で、栄養士による食習慣についての相談を行います。	継続
41	2歳6か月児健康診査	福祉保健課	2歳6か月の幼児を対象とした栄養士による幼児期の食事についての講話や手づくりおやつ提供及び相談を行います。	継続

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
42	3歳児健康診査	福祉保健課	3歳3か月～3歳4か月の幼児を対象とした栄養士による幼児期の食事についての講話及び相談を行うとともに、基本的な生活習慣の基盤を築くための支援を行います。	継続
43	赤ちゃん栄養教室	福祉保健課	3か月～1歳までの乳児をもつ保護者を対象に、栄養士による離乳食のすすめ方の講話と調理実習を行います。	廃止（各年齢到達健康診査および健康相談事業により、当該事業内容が実施されているため廃止）
44	マタニティクッキング教室	福祉保健課	妊娠中の食生活について栄養士による講話や調理実習の場を設け妊婦同志の交流を深めます。	廃止
45	よい食習慣定着促進事業	福祉保健課	次世代を担う小学生とその保護者を対象とした正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図るための栄養士による講話や親子調理実習を行います。	継続

### ③思春期保健対策の充実

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
46	思春期教室	福祉保健課	保護者、町内各小・中学校・高等学校の子どもを対象とした保健師による健康教育を行います。	継続
47	思春期保健相談の推進	福祉保健課	思春期の健全な育成を図ります。	継続
48	スクールカウンセラーの設置	教育課	学校の教育相談体制充実のため、スクールカウンセラーを配置します。	継続

#### ④小児医療の充実

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
49	休日・応急診療所	総合病院	救急医療の推進を図ります。	継続
50	医師会との連携強化	総合病院	小児医療について、各医師会との連携を強化し、救急医療体制の確保や小児科医師の育成状況の把握等を検討します。	継続

### (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

地域事業者等の協力を得ながら、子ども達の職業や仕事に対する意識の啓発に努めます。

#### ①次世代の親の育成

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
51	職場体験の充実	教育課	中学校期における様々な職場での体験活動の推進と「職業」や「仕事」に対する意識の啓発を行います。	継続

#### ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
52	英語指導助手(ALT)の小・中学校への派遣	教育課	英語指導助手(ALT)を小・中学校に派遣します。	継続(保育園・幼稚園・認定こども園への派遣も検討、充実させていきます。)
53	外部人材の活用	教育課	専門的知識や技術をもつ人材を積極的に活用します。	継続
54	道徳教育の時間の確保	教育課	道徳の時間の確保や心のノートの効果的活用を図ります。	継続
55	多様な体験活動の機会の充実	教育課	自然に親しみ、情操や社会性を醸成する体験活動を推進します。	継続
56	教育相談体制の充実	教育課	電話による相談を行います。	継続

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
57	適応指導教室における支援事業	教育課	指導や支援を行い、成長を推進します。	継続
58	体育授業の充実	教育課	体育の指導計画・指導方法の工夫を行います。	継続
59	運動部活動の支援	教育課	外部指導者の導入等による運動部活動の充実を図ります。	継続
60	歯科保健対策の推進	福祉保健課	小・中学校を対象とした歯科保健に関する意識の啓発を図ります。	継続
61	小児生活習慣病予防健康診査事業の推進	福祉保健課	肥満等により指導が必要な児童に対する生活習慣病予防のための指導を行います。	継続
62	健やかな体の育成(食育の充実)	教育課	給食を通して、栄養の知識や食の大切さの指導を行います。	継続
63	信頼される学校づくり	教育課	活動への補助および行事への協力をを行います。	継続
64	各小中学校 PTA 連絡協議会への支援	教育課	活動への補助および行事への協力をを行います。	継続
65	特別支援教育支援員の配置	教育課	円滑な学級運営を目的として支援員を配置し、児童生徒や教師を支援します。	継続
66	保育園・幼稚園・認定こども園と小学校との連携	教育課	保育園・幼稚園・認定こども園から小学校への円滑な移行のための連携を強化します。	継続
67	幼児の教育・福祉の促進	教育課	幼児教育研究会による保育園・幼稚園・認定こども園・小学校の連携を図ります。	継続

### ③家庭や地域の教育力の向上

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
68	子育て電話相談の実施	福祉保健課	子育て相談、情報の提供を行います。	継続
69	親子で参加できるイベントの開催	教育課	親子で参加できる各種体験活動を推進します。	拡大
70	子ども会等地域活動の機会の充実	教育課	地域や関係機関等の協力による地域活動を促進します。	継続

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
71	ジュニアスポーツ活動の支援	教育課	スポーツ活動を通して心身ともに健康な体づくりを目的としたジュニアスポーツ活動への支援を行います。	継続
72	通学合宿	教育課	地域で子どもを育てるきっかけづくりとして、児童に働くこと、協力することを体験させ、理解を促します。	見直し検討（実行委員のあり方）を行います。

#### （４）子育てを支援する生活環境の整備

子育てを担う若い世代を中心に広くゆとりある住宅を確保することができるよう、公共住宅の供給を支援する等の取組みを推進します。

##### ①良質な住宅の確保

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
73	計画的な町営住宅の建て替え	建設課	町営住宅の建て替えの促進を行います。	継続

##### ②良好な居住環境の確保

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
74	宅地供給の促進	建設課	基盤整備のための区画整理事業の推進や市街化区域内の宅地化の促進と民間の秩序ある宅地開発の誘導を行います。	継続
75	都市公園等の整備	建設課	居住環境に配慮した公園及び緑地整備を行います。	継続
76	シックハウス相談窓口	建設課	シックハウスについての対策等の相談を行います。	未実施のため充実させていきます。

### ③安全な道路交通環境の整備

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
77	地域の道路の整備	建設課	道路、歩道の整備を推進します。	継続
78	交通安全施設の整備	総務課	道路の反射鏡の整備を推進します。	継続
79	信号の設置	総務課	信号の設置の整備を推進します。	充実
80	ベビーキープの設置 (新規事業)	総務課	公共施設内のトイレへのベビーキープの設置を推進します。	検討
81	防犯灯の設置	関係機関	町内各所に防犯灯を設置します。	継続

### (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

男性を含めたすべての人が仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めていきます。また、職場における働きやすい環境を阻害する職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の慣行、その他の諸要因を解消します。

このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら推進します。

#### ①多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直し等

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
82	仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	企画振興課	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の周知を行います。	継続
83	男女共同参画社会の必要性の啓発	企画振興課	男女共同参加社会の必要性を啓発するとともに、女性が仕事をしながら子育てをすることへの理解と支援の必要性を啓発します。	継続



## ②仕事と子育ての両立の推進と基盤整備

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
84	緊急・一時保育事業の推進	福祉保健課	保護者の疾病や冠婚葬祭、介護・育児疲れ解消等の理由により、児童の保育が困難になったときの一時預かりの事業です。	継続

### (6) 子ども等の安全確認

子どもおよび子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき段階的かつ体系的に行います。

また、地域における民間の指導者や交通安全教育にあたる職員を活用し、地域の実情に即した交通安全教育の推進を図ります。

#### ①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
85	交通安全教育の促進	総務課	幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校等での交通安全教室を開催します。	継続
86	交通安全広報活動の推進	総務課	地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等を実施します。	継続
87	交通事故・事故防止情報の提供	総務課	子どもを交通事故の被害から守るための情報の提供を行います。	継続

#### ②子どもを犯罪の被害等から守るための活動の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
88	地域安全広報活動の推進	総務課	地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等を実施します。	継続
89	犯罪・被害防止情報の提供	総務課	子どもを犯罪の被害から守るための情報の提供を行います。	継続

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
90	パトロール活動の推進	総務課	地域と関係機関が連携したパトロール活動を実施します。	継続
91	地域安全教育の促進	総務課	公民館等での地域安全教室を開催します。	継続

### ③被害にあった子どもの保護の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
92	相談体制の整備の検討	福祉保健課	関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備の検討を行います。	継続

### (7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくために、発生予防から早期発見・早期対応・保護・支援等の総合的な支援を推進します。

具体的には、保護・支援として、虐待の進行防止、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化を目指した在宅支援の充実等を図ることが必要です。

また、保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するため、主任児童委員、民生児童委員等の積極的な活用により、親と子の心の健康づくり対策を推進します。

#### ①児童虐待防止対策の充実

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
93	虐待に対する相談の充実	福祉保健課	家庭児童相談員による児童虐待に関する相談、指導を行います。	継続
94	虐待の早期発見と予防	福祉保健課	関係機関と連携し、健康相談、健康診査、訪問指導等のあらゆる機会に児童虐待の早期発見・予防の支援を行います。	継続
95	主任児童委員、民生児童委員の活用	福祉保健課	児童虐待の早期発見、早期対応のために主任児童委員、民生児童委員の積極的な活用を行います。	継続

## ②母子家庭等の自立支援の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
96	母子家庭の親への就業支援	福祉保健課	母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金の支援を行います。	継続
97	児童扶養手当の支援	福祉保健課	「児童手当法」に基づく手当の支給を行います。	継続
98	遺児援護対策事業	福祉保健課	遺児入学金・遺児卒業祝金の支給を行います。	継続
99	母子家庭等医療福祉費の支給	福祉保健課	母子家庭及び父子家庭の保護者並びにこれらの家庭の児童を対象とした医療費の支給を行います。	継続
100	母子寡婦福祉資金の貸付	福祉保健課	「母子及び寡婦福祉法」に基づく福祉金の貸付を行います。	継続

## ③障がい児施策の実施

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
101	特別支援教育支援員の配置	教育課	円滑な学級運営を目的として支援員を配置し、児童生徒や教師を支援していきます。	継続
102	私立幼稚園障がい児保育補助金の交付	福祉保健課	障がい児の受け入れを実施し、かつ知事の認可を受けた私立幼稚園の設置者を対象とした補助金の交付を行います。	検討
103	特別児童扶養手当の支給	福祉保健課	障がい児の養育者に対する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給を行います。	継続
104	障がい児福祉手当の支給	福祉保健課	障がい児に対する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給を行います。	継続

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
105	パトロール活動の推進 再掲	総務課	地域と関係機関が連携したパトロール活動を実施します。	継続
106	補装具費の支給及び日常生活用具の給付	福祉保健課	補装具費の支給及び日常生活用具の給付を行います。	継続

## 7 一般事業主行動計画特例認定制度の新たな創設

次世代育成支援対策推進法では、常時雇用する労働者の数が100人を超える一般事業主（国及び地方公共団体以外）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定・届出することを義務づけています。

一定の要件を満たすと、「くるみん認定」（厚生労働大臣の認定）を受けることができ、次世代育成支援対策推進法に基づく子育てサポート企業として、次世代認定マーク「くるみん」を自社商品や広告などに使用することができます。

平成27年4月1日からは、認定基準を見直し、中小企業事業主がくるみん認定を取得しやすくなり、新たに「プラチナくるみん（特例）認定」が創設されます。

町としても、広報活動などを通じて、応援していきたいと考えています。



くるみん認定の基準には

- ・策定した行動計画を実施し、目標を達成すること。
- ・育児休業を取得した男性労働者がいる。
- ・女性労働者の育児休業取得率が70%以上などがあるよ！

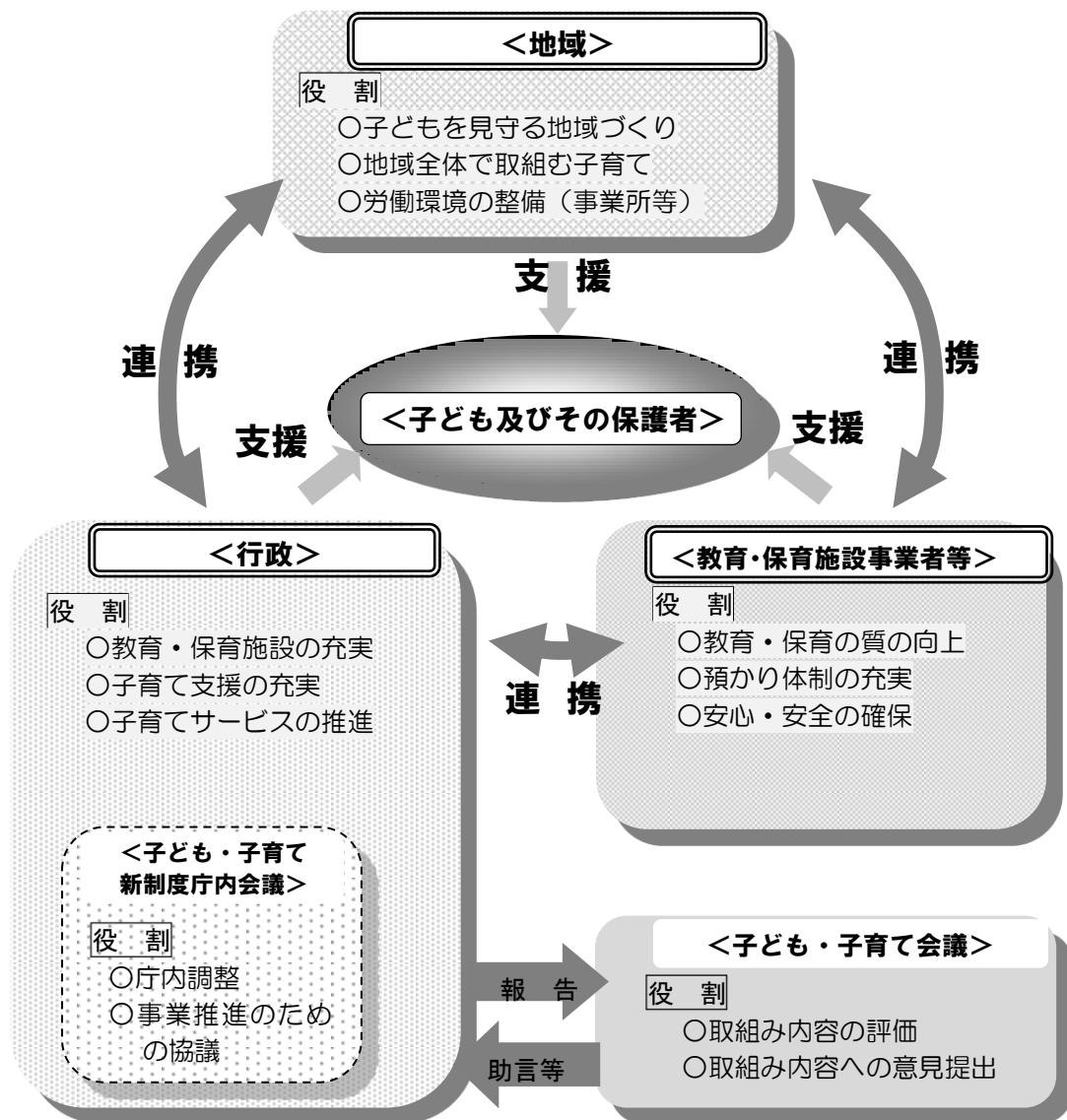


# 第9章 計画の推進体制

## 1 関係機関等との連携

五戸町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全町をあげて子ども・子育て支援に取り組めます。

五戸町子ども・子育て支援事業計画 推進体制図



## 2 役割

子ども・子育て支援事業支援計画を実現するためには、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを踏まえていくとともに、社会のあらゆる分野の人々が、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指すという社会全体の目的を持つことが大切です。

また、子どもの育ち及び子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことが重要です。

### (1) 本町の役割

- 子ども・子育て支援に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施します。
- 住民、事業者及び教育・保育施設等が自主的かつ主体的に子ども・子育て支援に関する活動を推進することができるよう必要な支援を行います。
- 施策の策定及び実施にあたって、町民、関係機関等と相互に連携し、協働して取り組めます。

### (2) 保護者の役割

- 子どもの行動及び人格形成について最も大きな責任を有することを自覚し、愛情を持って、子どもに接するとともに、家族のきずな及び触れ合いを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとなる家庭づくりに努めます。
- 子育てを通じて自ら学び、人として成長するとともに、子どもが基本的な生活習慣、社会の決まりを守る意識等の定着など、将来社会の一員として生きる力を身につけることができるように努めます。
- 地域社会の一員として、子どもとともに、伝統行事、ボランティア活動等の様々な地域活動に取組み、地域との関わりを大切にできるよう努めます。

### (3) 学校の役割

- 就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場が学校であるということを認識し、小学校は、幼稚園・保育所との連携を図りながら、実際の学校の姿や教育活動の目指す方向について積極的に情報を提供していくことに努めます。
- 地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援していきます。
- 幼稚園・保育所での活動の中で大きな比重を占める遊びや体験活動は、小学校教育においても効果的に取り入れられていくべきで、その一層の工夫改善が期待されます。
- 幼稚園・保育所等では、卒園が近い時期に、小学校への入学を念頭に一緒に教員や保育者の話を聞いたり、行動したりすることができるように指導することも必要です。こうした教育内容・方法についての連携を進めていくためには、教員や保育者相互の交流や共同の研修の機会を増やし、相互の理解を深め、具体的な改善の方途を共に考えていきます。

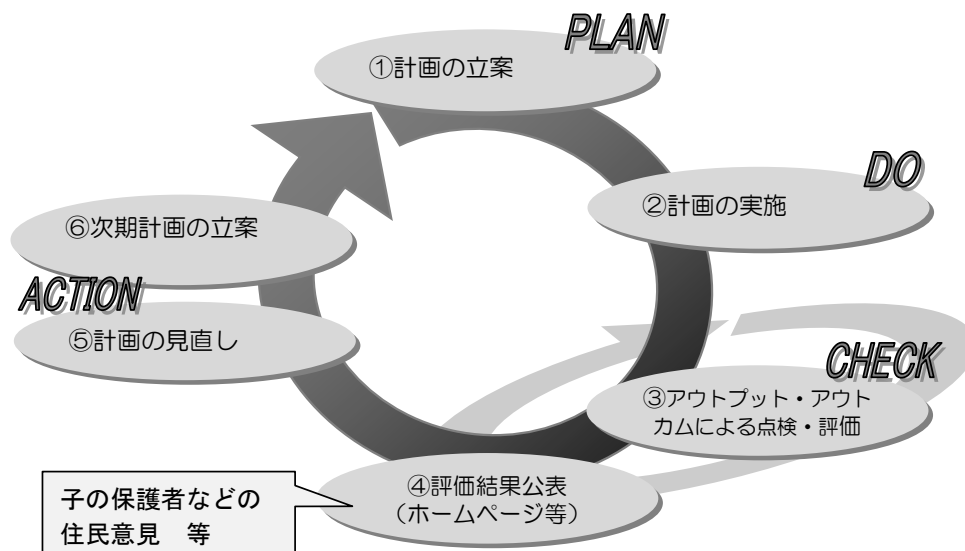
#### (4) 地域の役割

○子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子育ての意義及び子ども・子育て支援の重要性について関心と理解を深めるとともに、地域における子育て支援に関する活動に積極的に参加するように努めます。

○暴力、犯罪、事故等から子どもを守るため、常に子どもとその周囲の環境に配慮し、安全で安心な地域づくりに努めます。

### 3 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



○子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検・評価を公表します。

○ホームページ等を活用し、本計画に基づく取組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会に住民意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

○計画年度の間年（平成29年）を目処に、ニーズ状況を確認した上で、需給調整を図ることとします。

# 資料編

資料1 計画策定の経緯

資料2 子ども・子育て会議委員名簿

資料3 用語解説



## 資料1 計画策定の経緯

月 日	主な検討事項等
平成25年11月12日 ～11月25日	就学前児童、小学生保護者のアンケート調査実施
平成26年8月11日	○ 第1回五戸町子ども・子育て会議開催 <b>【議事】</b> ・五戸町子ども・子育て会議について ・子ども・子育て支援新制度の概要 ・子ども・子育てニーズ調査の結果報告 ・策定スケジュールについて
平成27年2月23日	○ 第2回五戸町子ども・子育て会議開催 <b>【議事】</b> ・子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・平成27年度利用定員について ・条例（各種基準）案について ・「保育の必要性」の事由について ・保育必要量の区分について ・教育・保育提供区域の設定について ・特定教育・保育施設の量の見込み及び確保の内容について
平成27年3月	○ 「五戸町子ども・子育て支援事業計画（案）」パブリックコメントの実施 <b>【募集期間】</b> 平成27年3月13日～18日

## 資料2 子ども・子育て会議委員一覧

### 1 子ども・子育て会議委員名簿

氏 名	役 職 名 等
大久保 一 枝	学校法人東北カトリック学園 五戸カトリック幼稚園長
村 上 元 康	社会福祉法人 幸招会 ひばり保育園長
村 田 千恵子	社会福祉法人 未萌会 倉石保育園長
丸 屋 光 子	五戸小学校長
村 越 美栄子	五戸町主任児童委員
頭久保 綾 子	五戸町子育てメイト連絡協議会副会長
森 田 英里子	子どもの保護者代表
中 山 昌 子	子どもの保護者代表
高 橋 桂 子	放課後児童クラブ指導員

### 2 事務局名簿

職 名 等	氏 名
五戸町福祉保健課 課長	佐々木 万悦
五戸町企画振興課 課長	新井田 壽弘
五戸町教育委員会 教育課長	畑 山 敦夫

#### その他事務局職員

- ・福祉保健課 課長補佐 川村 豊
- ・福祉保健課 班長 鈴木久美子
- ・福祉保健課 総括主査 志村 淳子
- ・福祉保健課 主査 中里和歌子
- ・教育課 主査 中山 佳奈

### 資料3 用語解説

子ども・子育て支援事業計画に関する用語を下記に紹介しています。

	用語	意味
1	子ども・子育て関連3法	<p>①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。）</p> <p>②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）</p> <p>③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）</p>
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	<p>5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）</p>
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	<p>子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。本会議は、市町村長の諮問に依りて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市町村長の附属機関）。</p>
4	幼保連携型認定こども園	<p>学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。</p> <p>（認定こども園法第2条）</p> <p>※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいい、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう。</p>

5	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）
6	教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。（法第7条）
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。（法第29、43条）
12	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）
13	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
14	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
15	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条）

16	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第 19 条）</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども</li> <li>・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）</li> <li>・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）</li> </ul>
17	「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第 31 条）</p> <p>※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。</p>
18	地域子ども・子育て支援事業	<p>地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第 59 条）</p>
19	量の見込み	<p>「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計すること。</p>
20	教育・保育	<p>6歳未満の乳幼児への就学前の早期教育または養護し教育することをいう。</p>
21	家庭類型	<p>お子さんの父母の有無と就労状況別に分けた分類のこと。</p>
22	保育（ほいく）	<p>乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感をもって活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達するように教育することをいう。基本的に、乳幼児（つまり乳児および幼児）を養護し教育することであり、養護と教育が一体となった概念を指している。</p>
23	乳幼児（にゅうようじ）	<p>乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児は児童福祉法では、生後0日から満1歳未満までの子をいい、幼児は、満1歳から小学校就学までの子どものことをいう。</p>
24	幼稚園	<p>3～6歳までの幼児を対象とした学校の一つ。</p>

25	保育所	<p>0（産後 57 日目）～18 歳までの児童を対象とした託児所。（0～6 歳までが多い）</p> <p>※労働基準法による産後休暇：産後 8 週間＝56 日</p> <p>保育所における保育の内容については、厚生労働省の定める保育所保育指針に規定されている。これは、文部科学省が定める幼稚園教育要領と内容の整合性が図られており、就学前教育として保育所と幼稚園は同じ目標を持つ。</p>
26	コンシェルジュ	<p>フランス語でコンシェルジュは本来「集合住宅（アパルトマン）の管理人」という程度の意しか持たない単語である。</p> <p>そこから解釈を広げ、ホテルの宿泊客のあらゆる要望、案内に対応する「総合世話係」というような職務を担う人の職名として使われている。</p> <p>宿泊客のあらゆる要望に応えることをそのモットーとしていることもあり、「（宿泊客の要望に対して）決して NO とは言わない」と言われている。近年はホテルに限らず、ステーションコンシェルジュ（JR）やボーテ・コンシェルジュ（伊勢丹）など、種々の施設で同様の役割を担う人をコンシェルジュと呼ぶような使い方や、サービス体系として「コンシェルジュ・サービス」という呼び方もされている。</p>
27	放課後子供教室	<p>地域の大人の協力を得て、学校や空きスペースを活用し、子どもたちの居場所を確保し、放課後や週末等における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援する事業。</p>



五戸町

五戸町子ども・子育て支援事業計画

---

---

平成27年3月

発行 五戸町

編集 五戸町福祉保健課

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館 21-1

TEL:0178(62)2111(代表) FAX:0178(62)6317

ホームページ <http://www.town.gonohe.aomori.jp/>